

平成27年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成27年9月17日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 白 田 進 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 局 松 島 佳 寿 夫 君
こども・高齢者 馬 場 義 人 君
支 援 室 長
営 業 戦 略 室 長 水 間 剛 君
上 下 水 道 室 長 天 野 信 二 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（17名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
1 番 浜 田 康 子 議員
2 番 山 崎 真 由 美 議員
3 番 野 田 三 樹 也 議員
4 番 東 川 孝 義 議員
5 番 川 村 幸 栄 議員
6 番 奥 村 英 俊 議員
7 番 高 野 美 枝 子 議員
8 番 佐 久 間 誠 議員
9 番 塩 田 昌 彦 議員
10番 川 口 京 二 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 佐々木 寿 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 久 保 敏

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、佐々木寿議員から欠席の届け出がありました。6番、奥村英俊議員からおくれる旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 佐久間 誠 議員
18番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について外2件を、山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） おはようございます。議長の御指名を受けましたので、通告順に従い順次質問をいたします。

最初に、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について質問いたします。ことし7月、岩手県の中学2年生の男子生徒がみずから命を絶ったニュースは本当に痛ましく、報道を聞く者の心に大きな衝撃を与えました。また、8月に大阪府で起きた男女中学1年生の事件など、社会のひずみを考えざるを得ない状況があります。青少年の健全育成については、本人はもとより地域の未来につながる大きな課題であると言えます。

本市においてもことし8月付で教育委員会から公表された平成26年度教育委員会事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書に重点目標として規範意識や公正な判断力、自他の生命を尊重する心などの育成、いじめ、不登校の未然防止、早期

発見、早期対応についての記載があり、取り組みが進められてきています。

そこで、1点目として昨年度から取り組みが進められております名寄市小中学校いじめ防止サミットによる取り組みの実態から、児童生徒の意識の変容についてお聞きいたします。

また、規範意識の定着には、学校だけでなく家庭、地域の教育力も重要であります。2年目を経過したばかりではありますが、いじめ防止サミットの取り組みを一つの核として地域に発信し、さらなる心の育成を図るべく、教育行政の役割について今後の展望をお聞かせください。

2点目として、心に不安定な要素を抱えやすい年齢にある児童生徒に対する教育相談対応についてお聞きいたします。名寄市内4中学校のうち3校においては、校舎内に心の教室が設置されており、心の教室相談員が教師とは別の立場で生徒の心に耳を傾け、心の成長に寄り添うべく相談活動を行っています。しかし、勤務時間は年間700時間と定められていることから、時には実態にそぐわないことが考えられます。今後より一層教育相談の充実を図る上において、相談員配置に関する見解をお聞かせください。

3点目は、健やかな体を育てる観点から、義務教育小中学校における教育環境についてであります。北海道においても夏期間の気温が30度を上回ることもあり、熱中症への対応も必要なケースが出てきています。このことから、教室環境の整備としては空調や網戸の設置、屋内及び屋外における飲料水の確保が必要であると思っておりますが、各学校の現況はどのような状況にあるのでしょうか、お聞きいたします。

また、日々使用頻度の高いトイレの状況について、築年数の古い校舎の中には洋式便器の設置が少ない学校もあり、不便さを感じながらも過ごしているケースが見られます。改善の計画についてお聞きいたします。

次に、大項目2点目、名寄市におけるスポーツ

振興について質問いたします。ことしの夏、健康の森の鮮やかな芝生で熱心に練習に励むアメリカンフットボール部の大学生の姿に出会いました。声をかけてみますと、彼らはここ数年合宿先を名寄に決め、なよろ温泉サンピラーに宿泊しながら健康の森で練習しているとのことでした。さらに、宿泊先の対応、特に食事面での配慮や送迎等に感謝していると感想を話してくれました。また、雪質日本一を誇る名寄ピヤシリスキー場やピヤシリシャンツェには日本を代表する多くのアスリートを迎えています。そして、北海道立サンピラーパーク内のカーリングホールでは外国チームの合宿も行われています。

そこで、1点目として市内の各施設利用における合宿の実態についてお聞きいたします。

また、名寄市が市外から多くの合宿の受け入れを行っていることは、交流人口の拡大等の目的があるかと思えます。今週月曜日に開催されました第3回地方創生総合戦略検討特別委員会でも合宿の誘致の推進について平成32年に5,000人とする目標値が示されました。このように合宿誘致を目指す名寄市としての目標達成に向け、その具体的計画についてのお考えをお聞きいたします。

2点目は、青少年のスポーツ振興を目指す環境整備についてであります。名寄市内各施設の中でもとりわけスポーツ施設においての青少年活動は定例化し、活発に行われていると認識しています。学校教育下の部活動だけではなく、放課後の学校開放による少年団活動や各種スポーツクラブ活動など熱心な取り組みが進められていることから、その活動をさらに充実させるためにはさらなる環境の整備が望まれています。環境を整えることができれば、種目によっては市外から訪れる合宿チームとの合同練習会や競技会の開催、または競技会の観戦、指導者の研修を含む交流会など積極的な取り組みができるのではないかと期待いたします。また、基礎体力の向上を目指す活動の中では、食育も取り入れ、他種目他チームでの合同練習も

よい刺激となることから、体育館、研修室、調理場などそれらの施設がそろった環境を望む声も寄せられています。今ある施設を有効活用する考え方に立って、スピード感を持って今できる環境改善策についての見解をお聞きいたします。

最後に、大項目3点目、地域福祉の推進について質問いたします。まず、1点目は、生活困窮者自立支援事業の実施状況についてであります。本年4月から生活困窮者自立支援事業がスタートし、6カ月目を迎えました。近年経済的困窮または社会的孤立の状態にある人々が増加してきている状況の中で、困り感を抱えながらも今まで十分に支援の手が差し伸べられてこなかった人々を支援する事業として十分機能を果たしていくことが望まれています。本市においても広報なよろ第109号によりその事業開始の内容が紹介され、自立相談支援事業と住宅確保給付金の支給事業が進められています。そこで、相談件数と実際の事業の状況についてお聞きいたします。

2点目は、関連機関連携による見守り体制についてであります。生活困窮者が抱える多様で複合的な課題解決を目指す上では、自治体の内部にとどまらず、職業安定所、保健所、民生委員児童委員など関係機関の連携が不可欠であります。生活困窮者の相談に対し継続的かつ包括的に対応することが重要であることから、地域の見守り体制について名寄市の現況をお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） おはようございます。ただいま山崎議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び2につきましては私のほうから、大項目3につきましては健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお聞きいたします。

初めに、大項目1の豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について、小項目1の名寄市小中学校いじめ防止サミットによる取り組みの実態と

展望についてお答えいたします。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであります。いじめをなくすためには、よりよい人間関係づくりを基盤とした集団づくりが大切なことから、各学校におけるいじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を一層強力に推進することが重要であります。このため教育委員会では、名寄市いじめ防止基本方針に基づき市内の全小中学校の児童生徒によるいじめの根絶に向けた自主的な取り組みの活性化を図るため、平成26年度より名寄市小中学校いじめ防止サミットを実施しております。平成26年度に実施しました同サミットでは、各学校におけるいじめ防止に係る取り組みを発表したり、名寄市小中学校いじめ防止宣言の採択などを行いました。その結果、児童生徒はいじめを許さない学校をつくるためには学校全体でいじめ防止の取り組みを進めることが大切であるという意識を高めることができたと考えております。

また、本年度に実施しました同サミットでは、児童生徒のいじめを許さない意識や態度をより一層高めるため、各学校のいじめ防止に係る取り組みについて質問や意見を発表したり、名寄市小中学校いじめ防止標語の採択を行いました。さらに、全児童生徒を対象に名寄市小中学校いじめ防止宣言の定着状況に係るアンケート調査を実施し、調査結果について意見交流を行いました。その結果、全体会での児童生徒のまとめの発言にもありましたが、アンケート調査の結果が100%よい結果となるようこれからもいじめ防止の取り組みを進めていかなければならないという意識を高めることができたと考えております。

このような名寄市小中学校いじめ防止サミットの取り組みを受けて、現在各学校では児童会、生徒会活動によるいじめ防止集会や挨拶運動などの

取り組みを推進しております。例えば児童会が中心となっていじめの問題に係る劇をいじめ防止集会で発表し、いじめの問題について全校児童が意見交流を行ったり、登校時におけるハイタッチ挨拶運動等を推進しております。今後教育委員会といたしましては、学校と連携し、名寄市小中学校いじめ防止サミットを継続するとともに、同サミットの取り組み内容などの改善、充実を図り、児童会、生徒会を中心とした自発的、自主的な取り組みによるいじめを絶対に許さない学校づくりを推進してまいります。

次に、家庭、地域との連携の今後の展望についてですが、いじめを根絶するためには名寄市いじめ防止基本方針に定めておりますとおり、教育委員会や学校及び学校の教職員だけではなく、保護者や地域住民などがそれぞれの役割と責任を果たすなど地域総がかりでいじめの根絶に向けた取り組みを推進することが必要であります。このようなことから、学校と家庭、地域が一体となって児童生徒の健やかな心と体を育むため、名寄市教育改善プロジェクト委員会では読書に親しむ習慣の大切さや自尊感情を育むことの大切さ、いじめは許されないと教えることの大切さなどで構成されている家庭で取り組む7つのポイントを作成いたしました。各学校においては、家庭教育の理解と協力を得るため、家庭で取り組む7つのポイントを活用し、日ごろから約束や決まりを守ること、命の大切さや思いやりの心などについて親子で一緒に考える機会を持つことなどの啓発に取り組んでいただいているところであります。また、教育委員会において市のホームページに家庭で取り組む7つのポイントを掲載したり、名寄市小中学校いじめ防止標語のポスターを作成し、市内の全小中学校はもとより主な公共施設等に掲示をしております。今後教育委員会としましては、家庭で取り組む7つのポイントの活用の促進や機会あるごとに名寄市いじめ防止基本方針の地域住民への一層の啓発に努めるとともに、各学校に名寄市中

学校いじめ防止サミットや学校におけるいじめ防止の取り組みなどに保護者や地域住民の積極的な参加を促すような取り組みを一層強力に推進するようお願いしてまいります。

次に、小項目2の教育相談について、初めに各学校における教育相談の取り組み状況についてお答えいたします。学校には、子供たちが学業の成績や将来の進路、部活動等の学校での問題を初め、友人関係や異性関係、家庭問題など一人一人異なる悩みやストレスを抱えていることから、子供の悩みに対して適切かつ可能な限り迅速に対応し、子供が安心して学習に取り組むことができるよう教育相談を充実させることが求められております。教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものであり、決して特定の教員だけが行うものではありませんし、相談室だけで行われるものでもありません。このようなことから、教育相談を充実させるためには個別相談、グループ相談、定期相談などの相談形態を状況に応じて使い分けるなどきめ細かく支援することが重要と考えております。

本市の各学校におきましては、全ての教職員が学習場面はもとより、行事や当番活動などでも体の不調を訴える、憂鬱な表情をしているなどの子供のサインに応じて悩みが深刻化しないように子供に声かけするなどいつでも相談的な働きかけが行えるようにしています。また、教育相談月間を設定し、いじめアンケートや相談アンケート等を活用しながら、学級担任が全ての児童生徒一人一人と個別に面談するなどして教育相談の充実を努めております。さらに、子供の悩みや相談内容に応じて、学校だけで解決しようとするのではなく、児童センターや児童相談所など適切な専門機関と連携して進めております。今後教育委員会としましては、各学校に対して担任、教科担任、養護教員等のもとより心の教室相談員や特別支援教育学習支援員など子供にかかわる全ての教職員が子供

たちのさまざまな不安や悩みを受けとめ、きめ細かい教育相談が進められるよう働きかけてまいります。

次に、心の教室相談員の配置に関してですが、教育相談の充実に向け、心の教室相談員が配置された背景には、平成11年ごろの校内外における児童生徒による暴力行為の増加、少年等による凶悪犯罪の連続的な発生、過去最多となった不登校児童生徒、いじめ、高等学校中途退学者の増加など児童生徒の問題行動等が多数発生したことが原因にあります。文部科学省は、これらの問題の解決のために公立中学校に教職経験者や青少年団体、指導者等地域の人材を心の教室相談員として配置し、生徒の悩み等の相談に乗ったり、気軽な話し相手となったりすることにより、生徒が悩みなどを抱え込まず、心にゆとりを持てるような環境づくりを目的として本事業を実施しました。本市におきましては、平成11年度より北海道の調査研究委託事業として名寄中学校と名寄東中学校の2校に心の教室相談員を配置してきました。また、風連中学校には平成13年度より配置してきました。平成16年度以降文部科学省は、調査研究事業として一定の成果を上げたことなどを理由に本事業を廃止しましたが、本市におきましては本事業の実施効果が大きいこと、さらには地域の状況を踏まえ、市単独事業として実施する規則を制定し、継続してきた経緯があります。

次に、心の教室相談員の活用状況ですが、平成26年度は名寄中学校、名寄東中学校、風連中学校の3校に配置し、月平均の来室人数は約217人、相談人数は約17人に上り、相談内容の主なものは体や病気、性に関すること、友人関係、部活動のことなどです。本年度も3校に相談員を配置する計画ですが、名寄東中学校の相談員の退任に伴い後任が補充できず、現在市広報やハローワーク等を通して公募をしているところであります。

次に、小項目3の義務教育小中学校における環

境整備の充実についてお答えします。子供たちに良好な環境のもとで学校生活を送ってもらうためには、空調設備や水飲み場などの給水設備、またトイレ等の衛生設備の改善は欠くことのできない問題と認識しております。特に近年の異常気象とも言われるような猛暑が続く気象条件の中では、暑さ対策は重要な課題であることから、各学校には網戸を設置したり、高熱になる可能性があるパソコン教室には空調機器を導入するなどの対応をしており、今後においても計画的な整備を進めていきたいと考えております。

また、体育の授業や部活動など屋外での活動の際に水飲み場が必要となりますが、各学校の状況を調査したところ、智恵文中学校や風連中学校のように体育館出入口付近などで靴の洗い場や散水用として水道が設置されているだけの学校もあることから、水飲み場としても利用できるように改修していきたいと考えております。

学校のトイレにつきましては、近年の生活スタイルの変化に伴い、洋式化への要望が子供たちや保護者からも出されております。特にけがをしたときなど洋式トイレでなければ利用ができないという実態も指摘されているところであります。このような状況を受け、教育委員会としても年次的にトイレの洋式化を進めてきておりますが、平成26年度においては小学校で27.6%、中学校では30.8%の洋式化率にとどまっております。現在建設が進められている名寄南小学校の新校舎においては、全て洋式トイレが設置される計画ですし、その後の風連中央小学校についても名寄南小学校に準じ整備になると考えられ、洋式化率は向上すると思われませんが、現時点で改築等の整備計画が示されていない学校については今後も計画的に整備をしていかなければならないと考えているところであります。いずれにいたしましても、今後も比較的新しい校舎と老朽化した校舎の二極化の中で市内小中学校の学校運営が進められることとなりますが、子供たちにとって必要な施設整備

は行っていくというスタンスに変わりありませんので、御理解願います。

次に、大項目2の名寄市におけるスポーツ振興について、小項目1の市内施設における合宿の実態についてお答えいたします。初めに、スポーツ合宿受け入れ人数ですが、平成24年度に実施しました宿泊施設への調査では2,493人の宿泊数があり、施設別の内訳ではアルペンスキーが252人、ジャンプが1,624人、クロスカントリーが174人、健康の森の施設を利用しているサッカー、アメフト、ラグビー、陸上などが443人となっております。

次に、合宿の誘致については、現在名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会においても協議をさせていただいております。その委員会では、本市の冬季スポーツに適した自然環境、アルペンやノルディックスキー、スノーボード、カーリングなどの競技施設が充実している環境を生かし、冬季スポーツを中心とした合宿や大会誘致の推進について協議をさせていただいているところであります。合宿誘致の目的、効果については、交流人口の拡大による雇用の安定や宿泊、飲食業等の活性化、また地域スポーツの振興、施設の有効利用や地域をPRする情報発信など地域の振興に効果が期待できるものと考えております。合宿誘致にかかわる具体的な施策の数値目標については、現在総合戦略推進委員会において協議をさせていただいているところであります。合宿誘致の推進に当たっては、市内の関係団体や宿泊施設等と受け入れ態勢を再構築し、合宿専用のホームページによるPR活動を強化して今後本市で開催されます全国中学校スキー大会やJOCジュニアオリンピックカップなど全国規模の大会の開催を好機と捉え、事前合宿などの誘致を推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目2の青少年のスポーツ振興を目指す環境整備についてお答えします。議員から質問がありました施設は、宿泊や調理が可能な施設に

ついでに整備計画の考えとのことですが、本年第2回定例会で答弁をさせていただきましたとおり、現在のところ施設整備の計画はありませんが、閉校になる校舎や遊休施設など活用について検討していく必要があると考えております。その検討につきましては、庁内での検討会議や次期総合計画策定において議論がされていくものと考えております。

現在活動されている団員及び指導者については、既存の体育施設などを活用しながら定例の練習、合同練習、研修会、交流会などが行われています。宿泊を伴う合宿を行う際には、市内ホテルや旅館、宿泊可能な公共施設、近隣市町村の施設の利用を検討いただいているところであります。あわせて名寄市が宿泊研修施設と位置づけていますなよろ温泉サンプラーについては、日進地区再整備庁内等検討委員会において両者からのアンケート調査を実施し、今後の施設のあり方を含め改修計画を策定していくこととなっております。施設の整備におきましては、市民や関係団体などから意見や要望を聞き取りながら計画を策定していくこととなりますので、今後も議員からの御意見がありましたらお願いを申し上げたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目3の地域福祉の推進について、小項目1の生活困窮者自立支援事業の実施状況についてと小項目2の関係機関連携による見守り体制については関連がございますので、一括して申し上げます。

本年4月に始まった生活困窮者自立支援事業の実施に当たり、本市は第2のセーフティーネットとしてさまざまな支援を実施するための入り口としての初回面談が重要と考え、総合相談窓口を社会福祉協議会に設置して社会福祉士の資格を有する主任相談支援員1名、相談支援員兼就労支援員1名を配置して福祉専門職による相談体制を整備して、その周知を図ってきたところです。また、

ワンストップ支援を強化するために従来から実施している生活資金の相談や民生委員児童委員によるよろず相談との窓口を同じくして、あらゆる悩みや困り事、心配していることの相談を気軽にさせていただくための市民の皆さんにとって相談しやすい相談所となるよう名称を生活相談支援センターとしたところであります。相談は、電話相談が多い状況ですが、直接社会福祉協議会へ訪れる方もいらっしゃると思いますので、お話を聞きする際は相談室もしくは会議室を利用し、プライバシーには配慮をしております。

全国的に事業が開始となり、相談件数などが公表されておりますが、政令指定都市、中核市を除き人口10万人で1カ月当たり新規の相談数は平均16名の状況です。本市のこの5カ月間での新規相談者数は35名となっており、一月当たりに換算しますと7名となりますので、人口規模で比較をいたしますと全国平均よりも多くの御相談をいただいていることとなります。相談の件数は、4月から6月にかけて各月10件、7月に2件、8月に3件となっておりますが、傾向として相談事業開始当初は生活保護に直結する相談件数が多かったのですが、次第に債務問題や家族問題などの複雑な相談が見受けられる状況となっております。相談の内容は、収入、生活費などの相談が30件と一番多く、また家賃、債務、家族問題についての相談となっております。相談後の支援については、自立相談支援へつなぐものが2件、生活資金、生活福祉資金へつなぐものが10件、生活保護へつなぐものが4件、その他関係機関へつなぐものが2件となっております。また、相談することで不安を払拭できたり、いつでも相談することができる相談窓口を見つけたことで満足される方も相当数おりました。

これらのさまざまな相談を受け、相談者本人と作成したプランについては、名寄市を初め社会福祉協議会、公共職業安定所、民生委員児童委員連絡協議会、名寄保健所等で構成される支援調整会

議で協議しており、この支援調整会議はプランの策定や変更時に開催し、さまざまな団体が多方面の角度から検証しており、例えば債務整理などでは弁護士への同行相談を初め、今後本人が自立するために有利な資格取得などについて協議し、資格取得の方法や、またそれを本人が希望しているか、本人の特性に即しているか、さらにはこれらに関する費用支援なども検討をしております。また、一方では現に急迫し、生活保護につながるケースも数件あり、生活保護を受給しながらケースワーカーの支援により就労し、自立につながったケースもあります。

また、本事業を進めていく上で重要となるのが関係機関との連携であります。名寄公共職業安定所、名寄保健所、名寄市民生委員児童委員連絡協議会、名寄市社会福祉協議会、名寄市立大学から組織される地域ネットワーク会議や市役所内での各部署で組織される庁内連携会議などを通じてさまざまな問題に起因する相談から、本人の希望に沿った自立に至るまでをフォローできるように取り組みを進めております。地域ネットワーク会議においては、困窮者の自立という共通目的、各所属機関の協調、協力と情報の共有が必要であり、この地域の特性を踏まえた生活困窮者自立支援事業を構築するために状況の把握が重要であることが確認をされております。また、庁内連携会議においては部局横断的な体制の構築と各部署からの生活困窮者相談支援事業へのつながりと個人情報の本人の同意後となりますが、プラン策定における情報の共有と協力が確認をされております。さらに、平時の見守りについては、民生委員児童委員を中心に社協が実施しております名寄市との協調事業である町内会ネットワーク事業や生活関連事業者等に御協力を依頼している名寄市地域見守りネットワークなども活用しながら、より多くの見守りの目で対象者の発見や情報収集、把握に努め、複合的な課題を抱えた個人や家族に寄り添いながら支援につなげていきたいと考えております。

今後とも地域関係団体とのネットワーク会議や地域との懇談会などで課題を投げかけて、理解者や支援者をふやしていく取り組みを進めることにより、地域への働きかけを行いながら相談につなげてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 御丁寧な答弁をいただきましたが、再度質問をさせていただきます。

先ほどいじめ防止サミットについての取り組みの状況について説明いただきましたけれども、まだ今年度2回目ということですので、今後の取り組みについては興味深く見守る必要があるところだと思っておりますが、実は昨年度いじめ防止サミットが終わったときに子供たちがみずから宣言をするという形で名寄市小中学校いじめ防止宣言というものを採択いたしました。これは、私たちは名寄市内の全ての小中学校からいじめをなくすため、次のことを宣言しますということで3項目を示しています。各学校はもとより公共の施設の中にこのポスターは掲示されておりますし、その後もいじめ防止に関する標語等のポスター掲示もなされています。しかし、防止サミットのある時期、その時期についての意識は確かに高く、子供たちの口にも上っているところなのですが、年間通してということになったときに少し気持ちの掘り起こしが必要になることもあるのではないかと思っております。

そのことにつきまして家庭を巻き込んでということの御答弁の言葉をいただきましたけれども、それについては家庭教育に対する7つの約束事という、そのことの中にいじめに関するものというものが含まれているとは思っておりますけれども、言葉がいろいろ錯綜しています状況にあることから、もう少しわかりやすい子供たちが日常的にすぐイメージできるものに関連づけることができないのかなというふうに思っています。例えば山口県の萩市には吉田松陰、地域の偉人としての教えが残

ってしまして、明倫小学校においては小学校1年生から松陰先生の教えということで毎日唱和している言葉があります。きょうよりぞ、幼心を打ち捨ててという言葉から始まる言葉なのですが、自分の幼い心を小学校1年生に入ったときに一度忘れ去ることで人としての道をしっかり学んでいくということを毎朝小学校1年生が1学期に唱和しています。2学期にはまた別な言葉が、3学期にはまた別な言葉がということで、6年生までそれぞれの子供たちがみずからの生きざまを正す言葉を唱和しています。そういう形の中で日常的な取り組みの中につないでいくことができないか、これはもちろん各学校の考え方ということが大きいと思いますけれども、やはり名寄市としての教育行政の目指す方向性も含めて、各学校にそういう啓発をしていただけるといことが大事ではないかなというふうに思っていますので、その点についての見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

あわせて、これは今のところあくまでも小中学校ということになっています。しかし、私は三つ子の魂百までもではありませんけれども、幼稚園での取り組み、保育所での小さい子供たちにしっかりと意識を定着させるということも大事であると思ひます。ですので、教育という観点から考えますと幼稚園教育ということになりますけれども、年度を重ねていく今後の見通しとして幼稚園を巻き込むということについてはお考えがあるのかどうか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま山崎議員からは、いじめの継続的な意識を高めていくという点だというふうに思ひますけれども、おっしゃられるとおり当然防止サミットのときには児童会、生徒会も含めて全体で話をしたりして意識も高まっていくかというふうに思ひますが、やっぱり時間が経過することによってその意識が低下していくことも懸念されることであると思ひますので、それに

つきましては各学校におきましては定期的に節目、節目、行事などを通じながら常に啓発を行っていただいているところであります。また、家庭や地域におきましては年に1回そういったものを配布しても、それもすぐ忘れられている状況もありますので、ホームページ等も載っていますし、公共施設等の掲示につきましても長期間掲示してもらような依頼をしたり、あと市広報につきましても節目、節目に掲載してもらような、そういった継続した取り組みを進めていきたいというふうに考えているところであります。

それと、幼稚園、保育所児の幼児への啓発というところでありますけれども、私もその点は大変重要、大切なことだというふうに考えております。いじめは絶対にいけないことという意識は、幼児期のころから持ってもらうということが大変重要な教育だというふうに思ひますので、その点につきましては今回のいじめ防止宣言を各幼稚園や保育所など関係する施設に配布をしながら、先生方には子供たちがわかるような言葉で説明してもらような、そういった働きかけをしていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 決して各学校の取り組みが足りないということを言っているわけではありません。各学校は、それぞれの学校の特徴に合わせて、例えば少人数の学校もありますし、100人を超える大規模な学校もありますので、その学校規模に合わせて随時取り組みを進めておりますし、各学級においても担任は常に心を砕いております。それがわかっている上で、あえて地域の中にその機運を高めることができないのかということについて申し上げておりますので、改めてそのことについて言葉にしておきたいと思ひますけれども、やはり地域全体の中で児童生徒を見守る。誰が見ていてもいじめは許されるものではない。行動についていつ何どき我が身を正されるか

わからないという、その意識が子供についても大人についてもしっかりと育て、人と人との関係がよりよく構築されていくことを願っておりますので、そのことをあえてもう一度言葉にさせていただきたいと思っております。

続きまして、次の質問に移らせていただきますけれども、心の教室相談員のことです。教育相談という考え方については、先ほど御答弁の中にもありましたけれども、やはり立場が変わると言葉が変わります。教師の行う教育相談、やはりどうしても指導が入ります。それに対して心から傾聴する立場で児童生徒に向き合う相談員については、やはり子供たちにとっては少し違った形での受けとめ方がなされているようです。そのことにおいて700時間というのは、これは週5日、1日4時間、そして指導要領で定められております35週というところに起因しての700時間なのですけれども、夏休みもあれば冬休みもある。ましてや長期休業中においての心の変化というのは、日常的に担任教師に会わない場であるがゆえに大きく揺れる場合もあります。ネット社会でありますので、子供たちは学校に行っていない状況の中でも大きな悩みを抱えることがあります。この700時間がいいかどうかについては今後御検討いただきたいとは思っておりますけれども、少し相談員の対応できる対応の仕方について、時間も含めて再度検討していただきたいということを思っています。

そして、本市は中学校にのみ心の教室を設置しておりますけれども、隣の土別市におきましては土別小学校、土別南小学校、そして土別西小学校にも心の教室相談員を配置しています。それは、日常的に子供たちを見守る問題行動があったときに相談員がかかわることではなく、常に寄り添うことのできる、そういうゆとりのある人間を、しかも経験値も豊富でしっかりと受けとめることのできる人を配置しているのだと認識しています。来年度名寄市においては、名寄南小学校が新しく

なり、子供たちの移動が考えられているところであります。今後状況によっては、小学校への配置等も必要になってくるのではないかと考えております。すぐにといいことではないと思っておりますけれども、先生方は教師という立場で日常的に教科の指導に努力されている中、部活動ですとか生徒指導ですとか自分の時間がない中で最大限子供たちのために奔走されておりますので、そういう時間に余裕のある人間が学校に配置されるということの教育的効果についてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。教育長、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 先ほど教育部長のほうからお話ありましたけれども、心の教室相談員の配置ということにかかわっては、平成11年ごろ全国的に生徒の問題行動が多く発生したことを背景に教師1人当たりに対する生徒の数が多く、主に大きな学校に配置されたという経緯があります。その後、子供たちの生徒の問題行動が終息した段階で多くの市町村では心の相談員の配置を取りやめております。名寄市の場合は、生徒の問題行動が終息した後も生徒の指導の充実のためにということで継続して配置してきたという、そういう経緯があります。また、学校における教育相談というのは、本来学級担任が中心となって全ての教職員が協力し合いながら進めていくことが、これが基本でございます。一方、学校における心の教室相談員の主な役割についてでございますけれども、これにつきましては今議員もお話しになっておりましたように、教員とはちょっと異なる立場で生徒の悩みなどの相談に乗っていただくことなどを通して、学校の教育相談の充実、これを補っていくということにあります。まず、このような心の教室相談員の配置の背景と、それとその役割について御理解いただければと思っておりますので

1日4時間、週5日の年間700時間の中で子

供の状況に応じて教室の開設、日常弾力的に扱うなどして対応していただくことで、今の現時点では充実した教育相談が行えるのではないかと考えております。そんなことでぜひ御理解をいただきたいと思っております。ただ、今御指摘がありましたように子供の状況によってはいろいろな問題も多く生じていることも考えられますので、これを機会に一回各学校の状況を聞きまして、700時間の問題も含めて、また小学校のほうの配置も含めてちょっと調査研究してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ただいま御検討をということでしたので、その検討の結果を今後聞かせていただけることを期待させていただきたいと思っておりますが、問題行動の低年齢化ということで、昨日ですか、文科省から報告書が出されました。それから、全国の不登校、ひきこもりは去年よりさらに上回ってきているという傾向も発表されています。ですので、それを食いとめる義務教育の重要性ということについてはあえて私が壇上で申し上げることはありませんけれども、特に中学校においては不登校、ひきこもりというつながりを断ち切るとりであるというふうになっておりますので、ぜひとも効果的な配置をお願いしたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。スポーツ振興の部分でお尋ねしました合宿誘致についてですが、合宿誘致が名寄の青少年のスポーツ振興にかかわることができないのかということをご常日ごろ思っています。競技力向上を目指すときに、先ほど合宿の受け入れ状況についてお話のありました冬のスポーツ人口、主にジャンプが多数の人数を占められておりましたけれども、その件について名寄市でなかなか青少年が育ってこないという実態があります。しかし、これは6月の定例会でも確認させていただきましたとおり、立地条件等に

もよりますので、すぐに対応できるということではないかもしれませんが、冬のスポーツを支えるための夏場のトレーニングということに関しましては陸上ですとかその他球技系のスポーツにおいてもサッカーですとかアメリカンフットボール系の合宿もあるわけですから、青少年との交流の中で、さらに一方通行の交流人口ではなく名寄市の人間との交流をすることで行ったり来たりのできるのではないかと考えております。その点について合宿を地域に根づかせるためにどんな連携をとられようとしているのか、特に体協との関係についてお聞きしたいと思います。体協も巻き込んで連携をとるお気持ちがあるのかどうかについてお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいまありました合宿誘致に来た選手たちとの地元の少年団、団体との交流によってスポーツの競技力を高めたりするということだというふうに思いますけれども、その点につきまして言われるとおりだというふうに思います。これまで名寄市においては、合宿受け入れするための総合的な窓口がないがために、直接サンピラー温泉なり宿泊施設等、利用する施設とのやりとりの中で来て利用をいただいているという状況がありますので、そういった面ではなかなか事前に地元の子供たちや団体の人たちとの交流する場面がつかれないという状況ありましたけれども、今後まだ設置をしていませんけれども、総合的な窓口を設置をやって、そこが一定程度受け入れ情報等も収集していくというふうにしていきたいと思っておりますので、その中で来られる団体に地元の子供や選手との交流練習や交流試合、また地元の市民との歓迎、交流も含めてそういったこともやれるようにしていきたいと思っておりますし、当然その中には体育協会が各団体と連携をとる組織でありますので、そこはしっかりした連携をとりながら、冬季というふうについてい

ますけれども、陸上やサッカーなどの夏の競技の合宿も来ていますので、そういった全体的な競技の取り組みも視野に入れながら名寄市のスポーツ振興、ジュニア育成につなげていくようなことを具体的に進めていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 窓口一本化ということで、結局ルートができれば情報も回ってくるということで、そこに期待したいと思えますけれども、そのときに各団体の状況、それから代表者だけではなく、そこにかかわっている子供たち、親、指導者、そういう言葉悪いですが、末端といえますか、多くの人からの意見を聴取するような形で進めていただきたいと思えます。特に先ほど申し上げました練習環境等の整備につきましても、やはり今いる子供たちが育たなければ将来にはつながりません。子供を育てるということでは、指導者も育たなければつながりません。今何ができるのか、今ある施設の中でできるだけお金をかけないで地域を巻き込み、指導者を巻き込み、親を巻き込む中でできることについては、やはり意見を聞くところからスタートしていただきたいと思っておりますので、その部分についてはお願いを申し上げておきたいと思っております。

最後になりましたけれども、生活困窮者自立支援事業の点について1つ再質問させていただきます。相談件数について御報告をいただきましたけれども、相談に来る方というのは実はエネルギーがあるから相談に来られるのではないのでしょうか。地域の中には、相談に来られない状況でいらっしゃる方がひよっとするといらっしゃるのではないかと。それは、病院に通院されている状況ですとか、例えば子供たちの学校での状況ですとか、そういう多面的なところから情報をキャッチする必要があると思えます。相談に一回来られたけれども、次から相談に来られていない状況ですとか、そういう地域の中でこの事業を必要とされ

ている方たちの掘り起こしについての名寄市での取り組みについてお尋ねします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 初回相談から2回目の相談につなげるという御質問をいただきました。相談の継続は、最初の相談時に当事者の考え、訴えをいかに傾聴するか、しっかり御本人のお話を受けとめまして信頼関係をつくることが重要と考えております。プランの作成が必要と思われる相談内容でも、当事者の心身状況や問題の捉え方などにより相談が継続しない場合もあるのではないかと想定はしております。相談窓口とのつながりが切れることのないように、押しつけとならない範囲でこちらから連絡をとるなど寄り添った支援を続けていく必要があると考えております。また、相談の再開要請があった場合については速やかな対応をとるのはもちろんのこと、見守りが必要だと思われる場合は定期的な訪問や地域の民生委員さんを通じて経過を見守るようにしていきたいと考えております。

また、本事業、制度開始後5カ月というところで、この間初回面接、インテーク面接に重点的に取り組んでまいりました。今後は、2回目の御相談につなげることが重要であると考えております。相談を重ねるごとにさまざまな課題も見えてくるのではないかと思いますので、待ちの姿勢ではなく、こちらから声かけなどを行いながら相談につなげてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、この自立支援事業は伴走型の事業でありまして、さまざま課題を抱えた個人や家族に寄り添いながら今後ともこの支援を続けてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） やはり役所まで来る、相談窓口まで来るということに対してとても敷居の高さを感じていらっしゃる方もおられます。そういう声も届いておりますので、今御答弁いただ

きましたようにそういう方がいらっしゃるのだという認識に立って相談事業、それから生活困窮者支援事業を進めていただければありがたいなというふうに思っておりますので、ぜひその部分、地域にはニーズがあるのだということを私が言うまでもありませんが、心の底に置いて取り組みを進めていただきたいと思います。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

災害に強い名寄市について外3件を、高野美枝子議員。

○7番（高野美枝子議員） 茨城県常総市、宮城県、栃木県など、鬼怒川が決壊し、大きな災害を引き起こしました。まるで東日本大震災の津波を思い起こす恐ろしいほどの川の流れでした。亡くなられた方々に哀悼の意を、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

阿蘇山も噴火し、地震も頻繁に起こっています。名寄市でもゲリラ豪雨や線状降水帯の影響で天塩川が氾濫し、私たちの暮らしや命さえ奪うかもしれません。一瞬にして起こる、経験値で考える範囲を超えている災害にどう対応できるのか、大切な命を何としてでも守っていききたい、そんな思いで通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

この地域もこれから台風シーズンを迎えることになるわけですが、大項目1点目、災害に強い名寄市について質問をさせていただきます。小項目1、防災組織の現状と課題について。去年は避難を伴う災害がありました。農業被害、橋が流されるなど近年にない大きな被害でした。その後、市民や町内会の意識や行動はどのように変化しているのか質問させていただきます。

小項目2、名寄市防災マップの有効活用について、今回配布をされました防災マップの活用方法について伺います。いかにして活用するかで防災意識を高めることができると考えます。

小項目3、避難行動要支援者の対応については昨年も質問させていただきましたが、昨年からのように変わったのか、再度お聞きいたします。

小項目4、地震や火災など避難訓練の現状と課題について、名寄市は地震がないと言われていますが、その対策についてはどのように考えているのかお伺いいたします。その他災害に対する訓練はしっかりと取り組まれていることと思いますが、なれてきますと形だけの訓練になってしまいがちです。よりリアルな実践訓練が必要と考えますが、どのような工夫をされているのかお伺いいたします。

次に、大項目の2番目、公園や街路樹の管理について質問をさせていただきます。ある日突然樹木が切られてしまったとか、植樹柵やグリーンベルトの管理をする方が高齢になって、楽しかった花の手入れが苦痛になったりしています。小項目1、街路樹の剪定基準と景観保全について、植樹柵やグリーンベルトの管理方法についてお伺いいたします。

小項目2、市道及び公園などにおける落ち葉対策について。これからは、台風シーズンになり、落ち葉が道路の排水溝を塞いだり、雨が降ったときなど路面が滑りやすくなるなど大変危険な状況です。このことについてお伺いいたします。

次に、小項目3、都市公園の管理について、都市公園や児童公園の管理についてお伺いいたします。児童公園は、町内会の方が管理されていますが、高齢でなかなか管理が難しい状況にあるという相談もあります。そのことを受けとめて、相談や助言する体制についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

少子高齢化時代に入り、認知症の高齢者がふえています。認知症は、早期発見が重症化しない最大の取り組みです。より多くの市民が認知症の方に適切に対応ができる優しいまちづくりこそが今必要とされています。

次に、大項目3、高齢者が安心して暮らせるま

ちづくりについて、小項目1、認知症サポーターの養成について、開催状況、市の現状、取り組み状況についてお伺いいたします。

高齢者はもちろんですが、若い世代への啓発も大いに必要ではないかと考えていますが、大学生、高校生、中学生など、小項目2、若者に対する認知症の啓発についてお伺いいたします。

また、小項目3、名寄市における認知症予防対策についてお伺いいたします。

小項目4、ネットワーク事業の現状と課題について、高齢者に対する地域での見守りについて現状と課題についてお伺いいたします。

平成27年度で介護保険制度が変わりました。要介護、要支援者への変更点と対応と課題についてお伺いいたします。

また、小項目5、介護認定者に対する対応と課題についてお伺いいたします。

次に、大項目の4番目、地域コミュニティの推進についてお伺いいたします。小項目1、小学校の閉校に伴う地域コミュニティの推進について、小学校が地域に与える影響と地域性の違いについて、小項目2、多世代が交流できるイベントなどの開催について、高齢者と地域とのかかわり、また地域の伝承文化、お祭りなどの継承についてお伺いいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま高野議員からは、大項目で4点にわたり御質問いただきました。大項目の1及び大項目の4については私のほうから、大項目の2につきましては建設水道部長から、大項目の3につきましてはこども・高齢者支援室長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、大項目の1、災害に強い名寄市について申し上げます。初めに、小項目1の防災組織の現状と課題についてであります。自主防災組織の育成に関しましては出前トークなどの利用を

中心に啓発を図っているところであり、平成27年9月1日現在組織の設立数16、組織は設立していませんが、防災活動を行っている2町内会を加えた計18組織を把握しているところでございます。また、現在自主防災組織設立の検討が行われている町内会は5町内会ほどありまして、来年度までには組織設立が行われるものと見ております。これらの動きは、昨年8月の大雨災害を契機に防災意識が高まっていることに起因しているものと認識をしているところであります。

次に、設立の働きかけにつきましては、防災意識を高めることから考えており、また意識啓発は重要な要素と捉えていますことから、本年の防災訓練では浸水の予想される地区に対し積極的に参加を呼びかけ、防災組織の設立のきっかけとなることを期待しているところでございます。また、組織の活動には自発性が大切であり、地域で防災活動及び的確な避難行動を行うためのキーマンが必要となります。この人材育成の機会といたしましては、北海道の認定事業として地域の防災リーダーを育成します北海道地域防災マスター認定研修会がございまして、名寄市では、自主防災補助金を活用しまして本年9月5日に旭川市で開催されました地域防災マスター認定研修会に9名の受講をいただき認定を受けたところであり、引き続き次年度以降につきましても参加の呼びかけを継続してまいりたい、このように考えているところでございます。

本年7月23日に実施をいたしました防災訓練につきましましては、訓練後町内会の班単位におきましてみずから連絡網を確立したり、御近所同士で緊急速報メールの稼働について情報交換が行われていると聞いておりますので、一定の実践の効果があつたものと認識しているところでございます。最大の課題は、この防災意識をいかに持続させていくかということでありまして、自治体だけでは限界があることから、自助、共助を中心に自発的な活動を促しながら取り組みを進めてまいりたい

と考えております。

次に、小項目2の名寄市防災マップの有効活用についてであります。平成23年度に水防法に基づく洪水ハザードマップを全戸配布させていただきましたが、今年度法改正に伴う避難所の改正及び本年1月の土砂災害防止法が関連する規定の改正などから新たにA4判冊子型の名寄市防災マップを作成し、広報9月号にあわせて全戸配布させていただいたところであります。名寄市防災マップでは、災害ごとに危険箇所をお知らせすることとし、冊子中の洪水ハザードマップについては水防法に根拠を置き、国土交通省の作成ガイドラインに沿って見直しを行い、旭川開発建設部の御意見も伺いながら作成をさせていただいたところでございます。防災マップの活用といたしましては、出前トークを中心にPRを行う予定であり、また今後開催いたしますまちづくり懇談会を初め、さまざまな機会を通して活用についての呼びかけを考えているところでございます。防災マップの特徴といたしましては、わが家の防災メモを記入できるようにしてございますので、自分自身あるいは御家族の状況を記入してもらうこととあわせて自分の住む地域の浸水予測を確認することなど、自助、共助を主体として活用してもらうことを想定しているところであります。

また、この防災マップの見直しについてであります。本年5月の水防法改正により国による浸水想定等の見直しの検討が行われている段階にあります。2年後をめどに浸水想定が公表されることに合わせまして防災マップの見直しを検討したいと考えているところでございます。

これら防災啓発や浸水想定周知及び理解を深めることにつきましては、市単独ではなく地域防災会議が決定する地域防災計画に沿っての作成、配布になりますことから、同会議に参加いたします関係機関と検討協議を行うとともに、ここ数年の自然災害の激化に対する自治体の対応能力の限界性から、自助、共助を主体として捉え、推進

するために地域防災会議の中で検討を進めてまいります。

次に、小項目3の避難行動要支援者の対応についてであります。災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿につきましては、本年3月に作成を完了しているところでございます。また、災害の発生及び災害の起きるおそれのあるときには、名簿を消防、警察などの関係機関及び町内会並びに自主防災組織に対して外部提供できるものとされており、現時点での課題といたしましては、平常時における名簿の活用と避難行動要支援者の平常時から見守りなどでありまして、個人情報ルールを遵守した運用とその手法について検討を行っている段階でございます。また、従来の災害時要援護者として登録をいただいた157名の方につきましては、平常時から外部提供できる状態でありまして手挙げ方式の登録でありますので、町内会では把握をいただいているものと認識しているところでございます。また、災害時の初動では担当者の個別マニュアルを作成しまして、避難行動要支援者の避難支援に結びつくよう避難所体制の職員配置についても検討を行ってきた経過がございます。

次に、小項目4、地震や火災等の避難訓練の現状と課題についてであります。市の全般的な避難訓練についてお答えを申し上げたいというふうに思いますが、市などの実施する避難訓練につきましては、消防法に基づく消防計画に沿い、防火管理者が行う火災及び地震の避難訓練及び自然災害を想定した避難訓練がございます。これらの訓練につきましては、内容、性質も異なったものであり、それぞれの事象ごとに行うこととなります。

名寄市の地震について少し申し上げますと、名寄市は地震がないまちとして市民の意識に定着しているところであります。名寄市地域防災計画におきましては留萌沖、十勝沖の地震発生を想定し、揺れる場合を想定してございます。十勝沖地震の発生では震度3.8、増毛山地東縁断層帯での

発生では震度4.6を想定しておりまして、また名寄市は内陸のため直下型の地震が予想されるところであります。直下型は、全国どこにおいても起こり得る地震として震度6弱程度が想定されているところであり、この地域におきましては地震がないと市民意識が定着している感はありますけれども、上川北部、宗谷地方でも定期的で活発な地震活動が観測されているところでもあります。

また、水害、洪水につきましては、今年度の防災訓練において栄町の55団地で避難訓練、救助訓練を実施し、避難と救助を組み合わせた地域住民への効果についても認識をしたところであり、議員が言われますように実践的訓練は重要であると認識をしているところでございます。

続いて、大項目4の地域コミュニティの推進について申し上げます。まず、小項目1の小学校閉校等に伴う地域コミュニティの形成についてでございます。地域コミュニティの形成につきましては、各地域において町内会活動を中心にさまざまな取り組みが行われているほか、小学校においては運動会や収穫祭など地域と一体となった取り組みや学校校舎を活用した地域活動の実践など地域コミュニティの形成における小学校の役割は重要であると認識をしているところでございます。特に農村地域では、学校行事や子供たちの安全、安心を守るための各種取り組みを初めとし、小学校と地域の連携による地域行事や町内会活動が実践されるなど小学校と地域との密接な関係により地域コミュニティの醸成が図られていると考えているところです。小学校閉校後の地域コミュニティの推進につきましては、町内会を初め地域における団体などがそれぞれ主体的に活動することが基本となりますが、地域と行政相互の情報交換を行うことにより、地域の実情を把握させていただくとともに、地域活動の維持に向け適宜必要な情報提供や可能な範囲での支援について検討してまいります。

次に、小項目2の多世代が交流できるイベント

などの開催についてお答えしたいと思います。多世代交流につきましては、各地域における学校行事や町内会イベントなどを初めとしまして、各地域が主体となり取り組んでいただいていると認識をしているところでもあります。しかしながら、核家族化や少子高齢化の進展に伴いまして、家庭内や地域における日常的な世代を超えたかかわりは少なくなっているのが現状と捉えているところがあります。当市におきましては、そのような現状を認識し、お年寄りから子供までの幅広い年代が交流できる機会の具体例としましては、風連地区の旧日進保育所を活用した親子お出かけバスツアーを実施しており、地域と世代を超えたコミュニティが形成されているところでもあります。また、同地区には平成25年度から地域おこし協力隊を農業支援員として派遣をしておりまして、現在3名の隊員が農業者宅での農業研修に加えまして地域行事への参加や草刈り、屋根の雪おろしなどのボランティア活動を通じましてコミュニティの推進や地域の活性化に貢献をいただいているところでございます。地域コミュニティの推進を図る上では、多世代交流を初めといたしまして、地域と行政との役割分担のもとに地域の特性を生かした取り組みを継続することが必要であると考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、名寄市の公園や街路樹の管理についてお答えいたします。

初めに、小項目の1、街路樹の剪定基準と景観保全について申し上げます。街路樹があることで私たちの精神的な安らぎや潤いを感じることができ、また、美観の調和など景観上の効果、さらにはヒートアイランドの抑制や大気浄化など環境、衛生の保全という効果もあります。しかし、一方で街路樹が大きく成長することにより、生活環境への影響が随所で見受けられます。御質問が

ございました街路樹の剪定については、樹木の種類によって異なりますが、街路樹を整備した剪定対象路線ごとにおおむね3年から5年の周期で計画的に剪定を進めております。樹木を管理する基準として、生きている樹木につきましては基本的には伐採しないこととしていますが、枯れてしまったり、倒木のおそれにより危険があると判断した場合については伐採することとしています。また、樹木の剪定方法につきましては、樹木本来の樹形を生かしたできるだけ自然な成長となるような剪定に努めてまいります。

街路樹を含めた植樹樹やグリーンベルトの維持管理につきましては、大通、中央通、青葉通、東8号北線については市内業者へ業務委託を行っており、その他の一部の路線では町内会がグリーンベルト、柵花壇を市民の協働として維持管理に御協力をいただいております。

次に、小項目2の市道及び公園等における落ち葉対策について申し上げます。秋になりますと、落ち葉により各方面にさまざまな影響が発生し、対応に追われる光景が見られるところであります。自動車が走行する車道部分における街路樹及び公園等の樹木からの落ち葉の対応は、堆積した落ち葉により走行車両が制動時にスリップ等の危険性が懸念されることから、路面清掃車により清掃を実施しております。歩道面につきましては、清掃車の走行が困難なために清掃対応はしておりませんが、玄関前の清掃とあわせて歩道上の落ち葉の清掃をしていただくなど、地域住民の皆様には御協力をいただいている箇所も多々あることを認識しております。

また、落ち葉によって排水路の閉塞が発生することがないように、落ち葉を堆積させないように注意を払いながら清掃作業を進めておりますが、強風や大量の雨水による影響では落ち葉が集積して突然排水路が塞がってしまう場合もありますが、道路パトロールや市民の皆様からの情報提供により随時対応を行っております。

次に、小項目3、都市公園の管理方法について申し上げます。現在名寄市の都市公園につきましては、広域公園として道立サンピラーパーク内の森の休暇村、総合公園として名寄公園、浅江島公園、風連町緑町公園の3公園、近隣公園として大学公園、風連町西町公園、風連町中央公園の3公園となっております。面積が広く多くの公園施設が整備されているこれらの公園につきましては、指定管理や業務委託により維持管理を行っております。これら以外の各町内会に設置をしています25カ所の街区公園の管理につきましては、遊具の点検やトイレ清掃等を市内業者に業務委託を行い、草刈りや遊具の塗装など軽微な補修につきましては町内会にその作業をお願いしているところであります。時代とともに少子高齢化が進行する状況が公園の利用状況にもあらわれてきており、子供たちの遊ぶ姿も減少しております。街区公園は、地域の子供が遊べる身近な公園として、また地域の皆様の憩いの場、集まる場として町内会イベント会場にも利用されております。公園の利用が始まる年度当初に各町内会からの維持管理に係る意見要望をお伺いしながら、今後も町内会に管理をお願いしたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 私からは、大項目3の高齢者が安心して暮らせるまちづくりについて、小項目1、認知症サポーターの養成について申し上げます。

認知症の人やその家族の方たちができる限り安心して住みなれた地域で暮らしていけるよう社会全体で認知症の人を支えていくためには、地域に住む住民の方や企業の方たちからの御協力と御理解が重要となってまいります。市では、一人でも多くの市民が認知症を正しく理解し、認知症の人に適切な対応ができるよう認知症サポーター養成講座を開催してまいりました。認知症サポーター

は、特別なことをする人ではなく、例えば認知症の人が道に迷って困っているときに声をかけるなど、さりげない見守りや声かけを行ったり、認知症の人を介護する家族の方たちの応援団でもあります。認知症サポーター養成講座は、認知症の人への対応として不安を取り除くことが重要で、話しかけるときには正面から視線を合わせ、優しく声をかけるなどの適切な対応について知っていただく内容となっております。

名寄市における認知症サポーターの数は、平成25年度末で446名でしたが、平成26年度からの認知症対策の一環として認知症サポーター養成講座の開催の強化を図ってまいりました。町内会、企業、名寄警察署、その他各種団体の御協力をいただき、平成26年度は開催回数23回、417名ものサポーターが新たに誕生し、合計876名となりました。また、今年度は本日現在で開催回数7回、209名の受講があり、計画中の講座受講予定数を含めると市内のサポーターは1,100人に達する見込みとなっております。

また、認知症サポーター養成講座を受講された方のうち賛同いただける方を募り、認知症サポーターの会を立ち上げました。また、市が主催する市民向け講座につきましても名寄地区は本年7月29日に開催し、風連地区では明年2月に開催する予定でございます。引き続き町内会や企業、団体からの開催依頼に応じて随時開催するなど今後も認知症サポーターの養成を推進し、認知症の人と介護する家族の方を支え合うまちづくりを目指してまいります。

次に、小項目2、若者に対する認知症の啓発について申し上げます。認知症は、ありふれた病気となっており、地域において世代を問わず認知症の人に接することは必須の状況であります。若い世代が認知症を理解し、認知症の人に対して優しく接していけるような方策として、若い世代を対象とした認知症サポーター養成講座につきましても取り組みを進めているところです。平成26年

度には、初めて名寄市立大学生を対象として認知症サポーター養成講座を開催し、大学生、教員と合わせて21名が受講し、本年度は授業として位置づけていただいた結果、81名もの受講がありました。また、今年度中には中学生または小学生高学年を対象として全国キャラバン・メイト連絡協議会発行の中学生向け、小学生向けの教材を使用して認知症サポーター養成講座の開催を計画しており、今後も継続して若い世代に向けた認知症の理解について活動を進めてまいります。

次に、小項目3、本市における認知症予防対策について申し上げます。認知症の効果的な予防法はまだ確立されておりませんが、糖尿病の方は認知症を発症するリスクが4.6倍、高血圧症の方が脳血管性認知症を発症するリスクが3.4倍と言われていることから、これらの生活習慣病を予防することがひいては認知症を予防することになります。また、認知症症状があらわれた場合には、脳腫瘍や甲状腺の病気など早期からの適切な治療により認知症状が改善する場合もあるため、早期診断が必要となるところです。特にアルツハイマー型認知症などの認知症は、治療法が確立されていないため、徐々に進行していきませんが、適切なケアや接し方により、周囲の方を困らせてしまうような症状を重症化させないことにつながります。

これらのことを広く知っていただくため、認知症サポーター養成講座や町内会での介護予防教室の講話、全市民を対象とした認知症に関する講演会を開催しております。平成24年度には、砂川市立病院認知症疾患医療センター長の内海久美子先生の講演会を開催し、126名、平成25年度には名寄市立総合病院精神科・心療内科診療部長、野口剛志先生の講演会を開催し、123名、そして平成26年度には旭川圭泉会病院精神科医長、森川文淑先生、株式会社FOLLOWデイサービスセンターあうん代表取締役、川田哲也先生の2部構成の講演会を開催し、242名の方に受講をいただきました。多数の方に受講をしていただい

ており、認知症に対する関心が高まっているものと考えております。今年度は、合併10周年の冠事業として認知症に関する講演会を開催する予定としております。認知症対策は、効果をあらわすまでは長い期間が必要とも言われており、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指して努力してまいります。

次に、小項目4、ネットワーク事業の現状と課題について申し上げます。高齢者を見守るためのネットワークといたしましては、地域見守りネットワークにより生活関連事業者から情報提供者として協力を得ることで地域に暮らす高齢者の異変に気づき適切な支援につなげられるよう推進しております。現在44の市内事業者がネットワークに参加していただき、協力事業者がお宅を訪問した際に何日分も新聞が取り込まれていないなどの異変に気づいたとき、地域包括支援センターに通報していただくこととしております。

また、徘徊高齢者SOSネットワークにおきましては、認知症によって行方がわからなくなった高齢者の安全確保を地域や警察署等が協力して行い、できるだけ早く御家族のもとに帰っていただけるよう取り組んでおります。SOSネットワークには、23事業所から協力の承諾をいただいております。行方不明の通報があったときには協力事業所に情報提供し、周辺の搜索に御協力をいただいているところです。徘徊の心配のある方は、事前に登録いただき、万が一行方不明になられた場合に素早く対応できるよう備えているところでございます。現在SOSネットワークの登録者数は49名となっており、年々増加しているところです。また、SOSネットワークは毎年模擬搜索訓練を実施しており、昨年度は旭東区町内会に御協力をいただきまして、徘徊者役を発見し、正しく声をかける訓練を実施し、認知症に対する正しい知識を深めてきたところです。

2つ目のネットワークにおける通報実績につきましては、平成26年度は見守りネットワークが

3件、SOSネットワークは1件でございました。今後も認知症サポーター、地域見守りネットワーク、徘徊高齢者SOSネットワーク、さらには救急医療情報キット、命のカプセルとあわせて、これらの取り組みをさらに拡大していくことが必要でありますので、引き続き関係する団体や企業の方々に働きかけや市民への啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、小項目5、介護認定者に対する対応と課題について申し上げます。平成27年度は、介護保険法の改正に伴い、制度創設以来と言われるほどの改正が行われました。御質問のございました認定者に係る主な変更点につきましては、4月から65歳以上の介護保険料基準額が月額4,036円から4,727円に増加したことを初め、介護保険施設利用時の居住費、食費の補足給付制度に配偶者の所得や預貯金等の額を勘案するなどの改正が行われました。介護保険サービスを利用した際の利用者負担では、65歳以上の方で合計所得金額が160万円以上の単身世帯の方につきましては2割負担となり、制度開始に当たり7月末までに要介護、要支援認定者1,608人に負担割合証を交付したところでございます。うち2割負担と判定された方は64人で、全認定者のおよそ4%となっております。負担割合の判定は、前年の所得で行うため、今後も毎年度認定者に対し負担割合証を交付してまいります。また、2割負担と判定された方につきましても全ての負担が2倍になるわけではなく、高額介護サービス費の支給の限度超過分につきましては保険給付で補填されることとなっております。

負担増加の一方で、市独自の要介護者への支援といたしましては、本年8月から認知症グループホームに入居する一定所得以下の方に対し、入居に係る居住費を1日当たり500円助成する制度を新たに開始し、市内3カ所の認知症グループホームで8名の助成対象となりました。今後も認定者や在宅介護者に対して介護用品購入費用の一部

を助成する家族介護用品支給事業とあわせて高齢者が可能な限り住みなれた地域でさまざまなサービスを切れ目なく利用できるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指し、高齢者施策を展開してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 再質問をさせていただきます。

7月23日に行われました名寄市防災訓練についてお伺いいたします。洪水を想定した防災訓練でしたが、課題も残されたように思います。訓練時間とか各参加者から出された御意見などを今後どのように反映させるのかお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま7月23日に実施をしました防災訓練の関係について御質問いただきました。先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、こういった訓練についてはそれぞれの事象を想定しながら実施するという事になってございます。本年実施したものについては、昨年8月に大雨が2度あったということ踏まえまして、住民を巻き込んで大雨被害に対する訓練として、新しい内容で実施をさせていただいたこととあります。今回参加の対象者としては、浸水の想定される地区の方々を主体に参加をお願いし、呼びかけをさせていただいたというのが1つと、さらにはそれらの見学については今回広く呼びかけをさせていただいたこととあります。

内容については、予定をしたとおり時間も含めてできたというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたように実践的な効果があったというふうに認識をしているところであります。特に栄町での訓練については、リードタイムの計測ですとか、あるいは救助訓練なんかも組み合わせ実施をしたということで、まさに実践に沿った

生きた訓練ができたということで、成果があったというふうに認識しているところでありますし、多少意見として時間のずれがあったのではないかとこの間もございましたけれども、これは訓練の特性として時間に合わせて区切るということではなくて、やはり一連の流れの中でやっていくことが実践に沿ったものだというふうに思っておりますので、さらには町内会の役員の方にも次の訓練に移るときについても確認をしておりますので、私どもとすれば生きた訓練になったのだなというふうに思っておりますし、時間についても訓練そのものは予定どおり実施されたという認識を持っているということとあります。

ただ、言われたように中で出た意見等については、これはある意味では自主的な部分、あるいは共助の部分での活用というのがありますので、地域のところについての課題なんかもグループワークの中でやっていきましたので、ここはぜひ地域の中で自助、共助の中でも活用いただきたいというふうに思っておりますし、いただいた意見については次年度以降も含めて私どもも内容を検討させていただきたいと思っております。今後も混乱が起きないような形で訓練については実施していきたいというふうに思っておりますし、今回の訓練を教訓に、さらに市民の方々にとって、さらには私たちにとって生きた訓練となるように努めていきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 会館や公共施設、学校などに防災マップを大きくした地図を壁に張って、常に見て確認して、自分の避難やルートを再三確認することがとても大事だと考えておりますし、そのことを希望している市民の方もいらっしゃいます。各会館や町内会館に大型防災マップの掲示をしていただきたいと思いますと考えますが、このことについてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 今大型防災マップの掲示についての御提案をいただいたということであり、避難時の行動については、平常時からいざというときに的確な行動がとれるかどうかというのが非常に重要だというふうに思っておりますし、災害の状況ですとか判断に対して気づきというのでしょうか、それぞれ各人が気づくということ、ここが重要だというふうに思っておりますし、あるいはそれぞれの皆様が住んでおられる地域の特性なんかを十分理解することが非常に大切だというふうに思っております。そういった意味においては、自助、共助におきまして、今言われました防災マップ、それに基づく浸水想定なんかを掲示いただくことや活用いただくことについては非常に重要なことだというふうに認識をしているところであります。また、消防のほうでもそういった拡大図の張りつけを検討しているところも伺っておりますので、自助、共助、公助の観点から各施設におけるそういった大型の地図の張りつけについては今後検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 今回常総市で起きた災害に対して、課題としていろいろ報道されているところがございますが、大規模災害に行政がどこまでかかわることができるのか、災害避難指示を待っていてもその前に想定以外のことが急激に起きている状況だと思っております。災害本部が指示を出す前に大規模災害が起きる可能性もゼロとは言えない状況にあるのかなと思っております。そのことについてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 議員が言われますように、今回の関東地方を襲った大雨については、私もテレビ等、新聞等で拝見をさせていただいておりますけれども、非常に痛ましい災害だったなというふうに思っているところでありますけれど

も、その中でインタビューを受けた方がお答えをしておりました。行政からの指示待ちではなくて、みずから命を守ることが大切で、自主避難をしたという方の報道が流れておまして、まさに災害時における一番のポイントはそこなのだろうなというのを改めて認識をしながらニュースを聞かせていただいたような状況がありました。先ほどの答弁の中にあつたように、災害時においてやはり一番ポイントとなるのは自助であったり、共助であつて、その中でいかに自分たちの命を守るかということだと思っておりますので、その判断ができるような状況、あるいは避難ができる状況をどうつくっていくかというのが行政の役割だと思っておりますし、さきに実施をした避難訓練なんかをまさにその一つになるというふうに思っています。いきなりではなかなか対応ができませんので、そういった事前の平時の準備態勢というのでしょうか、そこをいかにトレーニングできるかというところを私たちも考えたいと思っておりますので、今回のことし実施をしました防災訓練等を今後とも継続をして、市民の皆さんにそういった準備態勢が整うような取り組みを継続してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） ぜひどんな災害にも対応できる名寄市であることを要望いたしますし、地域住民とともに協力して周知していただくことを要望し、次の質問に移らせていただきます。

いつも大雨が降るたびに水がつく豊栄川や危険水域に対する対応について、また北海道で予定しております貯水池や豊栄川の状況について今現在どのようなになっているのかお聞きいたします。中村建設水道部長、お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 大雨ということで、豊栄川ですよね。豊栄川の関係につきまして、昨年8月に大雨があつたということでございまして、豊栄川についてはこれまでも道に道河川の認

定をしていただきながら、河川の拡幅をしていただきまして、ことしについても名高までの18線までの豊栄川について拡張しているということになってございます。またさらに、計画では少し長期的な計画になりますけれども、35年までには豊栄川の17線、18線にさらに遊水池をつくってという道段階での計画になっております。名寄市としても17線に排水を設置をしながら、とりわけあそこの徳田の白樺団地に水がどうしても集中をするということでございまして、その解消ということで昨年17線の排水の工事をさせていただいたという状況になっています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 本当に何としてでも早急に対応していただきたいということで、市長のほうからも道のほうにしっかりと行っていただきたいし、あしたにでもあさってにでも本当にゲリラの大雨が降るかもしれない状況にあるわけですから、名寄市民の命を預かる行政の方としてきちっと対応していただきたいというふうに思います。

昨年の8月の大雨のときに名寄公園の水があふれて、あそこからも非常に下のほうに水が落ちてきたという状況なのですけれども、大雨が予想されるときにあらかじめ公園の水を抜いて下に落としておくとか、そういうことは可能かどうかお尋ねいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 名寄公園の池の水の関係ですけれども、あそこの水源につきましては緑丘地区の排水等が集約をされてあの池に流れ込むということでありまして、一定の水量を超えますとどうしても水があふれる状況になります。議員今お話がありましたように、私どもとしましてもこれまで天気予報等を参考にしながら、大雨が予想される場合においては事前に池の水の放水をしておく。池の水位を下げたおいて大雨時の

一時保水量を確保するというで被害の軽減について努めているということでございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 街路樹や公園は、まちの景観に大きく影響を与え、地域振興活性化、まちづくりといった観点から重要な役割を果たし、未来への遺産であると考えますが、その点についてお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 街路樹、公園等につきまして景観との、地域ごとで、これはいろいろ名寄は名寄の歴史、風土がございますし、文化、伝統もございます。こういった景観を維持あるいは継承すると、こういう活動が大変重要だというふうには思っております。これまでも議会の中で街路樹あるいは公園の管理について御意見をいただいているところでございます。改めて私ども担当で街路樹あるいは公園の管理について景観づくりも含めて議論をしながら、また市だけではなかなか取り組めない側面もございますので、街路樹においては沿線の町内会の皆さん、公園も同じようにそれぞれ街区公園の御協力について町内会の皆さんとも協議をしながら景観がある名寄市のまちづくりに努めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 議会報告会でも樹木の剪定について質問が出されたところ。道路や公園の管理や街路樹の管理は市民から要望の多い事項でもありますし、まちの景観が文化度をあらし、犯罪の減少にもつながるとの説もございます。今後も美しい景観に努めていただきますことを要望し、次の質問に入ります。

昨日の浜田議員の質問に対する答弁の中に小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座の開催を予定しているとのことでしたが、そこに大学

生もかかわっていただき、名寄市全体で認知症サポーターの会を組織し、開かれた大学、地域に根差した大学として連携できないものかお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 昨日浜田議員からいただきました一般質問の中でも御答弁させていただきましたが、小中学生を対象とした認知症の理解を深める取り組みといたしまして、今年度中に認知症サポーター養成講座の開催を予定しているところでございます。今御提言いただきました大学生にお手伝いをいただくということにつきましては、子供と大学生のそれぞれにとってもよい経験になる機会かと存じます。認知症サポーター養成講座では、その講座の講師を行いますキャラバン・メイトという方が講師役を務めることになっておりまして、北海道におきましては北海道庁が道内で札幌市と、あともう一カ所の道内の各地域でキャラバン・メイトを養成する講座を行っているところでございますので、今年度すぐ大学生を講師役にしていくということは難しいかと思いますが、モデル事業、モデル的に子供たちの事業を開催させていただきましますので、大学生にどのような部分をお手伝いいただけるか検討してまいりたいというふうに考えております。

また、認知症サポーターの会は今回発足させていただくということで御提案をさせていただきまして、24人のサポーターの皆さんに御賛同いただいているところでございますが、今後会員の皆様と会の活動の内容を検討していきたいというふうに考えておりますので、大学との協議もあわせて進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 27年4月からこども・高齢者支援室が設置されています。少子高齢

化を考えたときに、まさに高齢者と子供がどうかかわっていくのが地方創生の鍵でもあると考えます。日進の親子お出かけバスツアー、東小学校のコミュニティカレッジ、智恵文小学校の高齢者との交流などでは、経験豊富な高齢者の方と子供たちがすばらしい交流を重ねています。こども・高齢者支援室長として今後どのように施策を進めていくのか思いをお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 御承知のとおり、本年4月から子ども・子育て支援制度の開始と介護保険制度の大幅な改変に対応することなどに伴いまして、こども・高齢者支援室が設置されたところでございます。全国的に核家族化の進行によりまして、おじいちゃん、おばあちゃん、祖父母と子供との触れ合いが少なくなったというふうに言われる一方で、議員の御指摘のとおり市内の老人クラブ等々では子供の登下校の際に声かけをしていただくとか、市内の保育所の運動会の事前準備の支援や運動会、それと発表会、親子お出かけバスツアーなどの参加協力をいただいているせわずき・せわやき隊など多くの子供と高齢者の触れ合いが行われているところでございます。子育ては、親だけが担うのではなく、社会の宝として国や名寄、そして社会が担っていくということが重要だというふうに言われているところでございます。高齢者の方々につきましては、長年にわたりこの社会に寄与されてきたということで敬愛されることはもちろんであります。今後はこども・高齢者支援室といたしましても世代間交流を検討していかなければならないかと考えております。子供たちは多くの人間関係からさまざまなことを学んで、高齢者の方々はその能力や経験を社会で活用していくことが社会的な孤立を防ぐなど、それぞれの子供の健やかな成長や高齢者の方々には介護予防、生きがいの助長に有効だと思っております。子供と高齢者

がそれぞれが支えるとか支えられるという一方的な関係だけではなくて、心身ともに支え合う社会となれるような施策を検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 次に、地域コミュニティの推進について再質問いたします。

地域の活性化を考えられない、どんどん地域が衰退していく、すさまじくてやりきれないという声を農村部でお聞きすることが多くあります。小学校がなくなり、小さな子が見られなくなり、寂しいという声もお聞きしているところです。地域コミュニティの推進、再構築が求められていますが、そのことについてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 地域コミュニティの再構築についてということだというふうに思います。コミュニティについては、特に農村部を中心にその世帯数そのものの減少あるいは担い手の高齢化も含めて深刻な問題になりつつあるのだろうなという認識をしています。ここは、先ほど申し上げましたけれども、1つにはコミュニティの問題でありますので、第一義的には地域の皆さんがまず自発的にというところが中心になるのだろうなというふうに思っていますけれども、やはり地域の課題を地域と、そして行政が共有をする必要があるだろうなというふうに思っています。その課題に対して、1つは今言ったように地域がみずからどのような活動を起すのかということと行政はそれに対してどのような後押しができるのかというのがあります。特に課題の解決に向けては、地域の特性なども踏まえたところが必要だというふうに思っています。先ほど事例として挙げた、例えば日進地区については、ここは日進保育所が保育所としての活用をしなくなったという、1つ空き施設があったという条件があって、それともう一方では世代を超えた交流が必要だと。

子育てのところも含めて必要だという、そういう町中にニーズがあった。そして、地域のそういう施設ともうまくマッチングをした取り組みの一つだと思っていますし、地域おこし協力隊についても先ほど報告をさせていただきましたけれども、ここは地域の農業の担い手の不足というところと一方では定住人口をふやしたいという行政側の目的もあって、ここがうまくマッチングをしてこういった取り組みができたということだと思いますので、地域の課題をしっかりと共有することとそこに対して地域の特性を生かした取り組みをどうするのか、支援できるのかということについて今後とも引き続き取り組みを進めていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 鬼怒川の堤防が決壊し、大変な恐怖を目の当たりにいたしました。同じことが天塩川で起きたときを想定して質問させていただきました。災害に強い名寄市であってほしい、一人の犠牲者も出さないためにしっかりと取り組んでいくことを再確認させていただきました。

そして、今65歳の4人に1人は認知症と言われています。認知症になっても地域で見守ることができる、そんな優しさと思いやりあふれる市民力をこの地域の方たちは持っていると思っています。ふえ続ける高齢者が生きがいや自分の居場所を見つけ、このまちで暮らすことが何より求められています。若い方や子供たちが高齢者と一緒にこの地域のコミュニティや伝統を引き継ぐことが重要ですし、元気で活動することによって医療費や介護費に影響があるかもしれません。長年培ってきたその経験を地域の力として発揮できる名寄のまちにするために今何ができるのか、最後に久保副市長にお聞きし、質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 市長というふうに予想していたのですが、御指名いただきましてありが

とうございます。今地域は何ができるのかという点に絞ってお答えをさせていただきたいと思いません。

まさに今総合戦略に取りかかっているというところで、ぜひ子供やお年寄りにしっかりとこの地に根差した施策を市長の手元で展開をさせていただきたいと思えますし、特に農村部の疲弊については重要な課題だというふうに思っていますので、地域の皆さんとしっかりと課題を共有するということから始めて、そしてまた定住していくというのはここに住んでよかったと思えるかどうかだというふうに私は思いますので、そこに重点を置いて今後とも市政を推進してまいりたいと思えますので、御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市立大学の経営について外2件を、塩田昌彦議員。

○9番（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問をさせていただきます。

大項目1の名寄市立大学の経営について2点質問をいたします。小項目1、名寄市立大学保健福祉学部の再編協議において、大学経営にかかわる収入と収支の状況について説明をいただきました。大学の試算によると、運営経費で見る収支バランスが平成35年には赤字に転落し、設備投資を加えると平成27年度以降一部年度を除き赤字となります。平成35年度には2億3,000万円を超える赤字となる見通しですが、収支計画策定における積算の考え方について改めてお聞きをいたし

ます。

初めに、歳入の根幹である地方交付税について、平成26年度の保健、看護系学部算入単価は199万円とお聞きをいたしました。平成27年度の算入単価について、次にこのような見通しで大学の経営は大丈夫なのでしょうか。

また、大学生が名寄市にもたらす経済効果、貢献について、大学の持続的発展が地域を支えるという基本理念について考えをお知らせください。

小項目2、大学予算のあり方についてお聞きをいたします。現在大学に係る予算は、一般会計の10款教育費に計上されています。大学の収支状況がわからないとの指摘もあり、特別会計への移行の考えについてお聞かせください。

次に、大項目2の名寄市における農業、農村振興の方向性について3点質問をいたします。小項目1、新名寄市農業・農村振興計画の見直しについてお聞きをいたします。新名寄市農業・農村振興計画は、合併後の本市農業、農村の新しい中長期的指針として策定され、計画の見直しまで1年半を残すところとなりました。そこで、現計画の検証やJA道北なよろが策定した第3次地域農業振興計画との整合など、どのように考えていらっしゃるのかお知らせください。

また、平成29年3月の策定に向けてのタイムスケジュールやJA道北なよろを初め農業関係機関、団体を含めたプロジェクトの設置について考えをお知らせください。

小項目2、名寄市食育推進計画の見直しについてお聞きをいたします。第2次名寄市食育推進計画もスタートから3年次目を迎えておりますが、計画に伴う取り組みや実績についてお知らせください。

また、市民の皆様にも参加をいただいている名寄市食育推進協議会での意見、提言などについてお知らせください。

小項目3、名寄市農業・農村振興計画及び名寄市食育推進計画の策定に向けての体制についてお

聞きをいたします。農業・農村振興計画は、名寄市の基幹産業である農業の将来の方向性を示す羅針盤的役割を担っており、多くの農業者を初め関係団体、機関との調整、課題の整理など統括的役割や地産地消の推進、食育推進計画など幅広い作業が求められることから、計画策定に向け専門職員の配置が必要と思いますが、お考えをお知らせください。

次に、大項目3、新名寄市行財政改革推進計画後期実施計画についてお聞きをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員、通告の順番が違いますので、振りかえて言うように表現してください。

○9番（塩田昌彦議員） 先ほど大項目の2で名寄市農業・農村振興計画の方向性についてということで質問させていただきましたが、私の通告は3項目目になっておりますので、訂正をさせていただきます。

それでは次に、大項目2、新名寄市行財政改革推進計画後期実施計画についてお聞きをいたします。組織機構の見直し及び定員適正化への取り組みについてお尋ねいたします。昨年6月に定例会で職員のスリム化に向けた職員の削減目標73名の年度内達成が難しいことから、目標期間を2年延長し、平成28年度まで延長する旨の答弁がありました。そこで、お聞きをいたしますが、国や道からの権限移譲などによる業務量の増加に加え、社会情勢の変化など単に財政健全の名のもとに職員の削減をすることは、市民サービスに大きく影響することが懸念されます。組織機構の見直しの必要性も含め、削減目標を改め、職場議論を積み重ねるとともに、適正な人員配置をすべきではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。この質問に当たって順次大項目の2と大項目の3について入れかえて質問させていただきましたことについておわびを申し上げます。どうぞよろし

くお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） それでは、通告順に従い答弁をいただきたいと思います。

松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 塩田議員から大きな項目で3点の御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は総務部長から、3点目は経済部長からそれぞれ答弁をいたしますので、よろしくお聞きをいたします。

初めに、小項目の（1）、大学経営の将来展望についてから申し上げます。まず、平成27年度の学生1人当たりの地方交付税の単価は、保健福祉学部で197万8,000円、短期大学部で60万3,000円となっております。

次に、今後の収支見通しについてであります。本年6月30日開催の総務文教常任委員会でお示しをしました名寄市立大学収支の推計の最終年度に当たる平成37年度では、運営経費については1億5,500万円のマイナス、これに施設整備費と公債費の償還を加えた全体の収支では3億5,900万円のマイナスとなっております。これは、歳入では地方交付税の学生1人当たりの単価を平成26年度の199万9,000円をベースに毎年2%の減少率で積算し、一方歳出では人件費は定期昇給などを考慮して毎年2%の増加率で、加えて平成28年度の新学科開設に伴い教員、事務職員など合わせて9名の増員を見込み、さらには現在建設中の図書館、学生数の増加に伴い必要となる新棟及び福利厚生施設の整備費用なども盛り込み、歳入歳出とも厳しい推計を行ったことによるもので、現在もこの考え方に変更はありません。

次に、名寄市に大学があることによる効果などについてであります。今年度で学生、教職員を合わせた人数は約800名、平成31年度の社会保育学科の完成年度では900名を超えるものと想定しており、このうちの大部分が名寄市で暮らしております。名寄市に居住することで地方交付税のうちの人口を基本に積算される部分として、

平成26年度ベースでおよそ1億円が措置されております。一方、消費効果としては家賃を含めて1人平均月10万円を消費すると試算しますと1年間で9億6,000万円、そのほか学生が生活することによる若年人口の増加でアルバイトやボランティアなどさまざまな効果があり、数字にあらわすことのできないことも含めてまちの活性化につながっており、名寄市のまちづくりに大きく影響を与えております。

次に、本学発展の基本的な方向、将来の目指す姿についてであります。平成28年度に社会保育学科を保健福祉学部内に設置できる見通しとなりました。このことによって既存の栄養、看護、社会福祉の3学科と社会保育学科の連携により、従来の分野に加え食育、病児保育、発達障害など現代的な諸課題に対応する質の高い教育研究を行うことが可能になり、子供から高齢者まで全ての世代のケアのあり方を教育研究などを通して地域社会に貢献してまいりたいと考えております。

また、平成28年度から道北地域研究所と地域交流センターを統合してコミュニティケア教育研究センターを設置する予定ですので、学部教育とセンターの両面からケアの未来を開くという本学の基本理念の実践に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、大学予算のあり方について申し上げます。大学費の予算につきましては、短期大学時代の平成2年度までは市立短期大学事業特別会計として特別会計を設置しておりました。当時は、教員の人件費、物件費などの歳出に対して授業料、入学料などの歳入では賅い切れず、不足する金額を市税等の一般財源を原資とする一般会計繰入金で補填をして、収支をプラス・マイナス・ゼロとして経理しておりました。毎年報告しなければならない市町村財政状況調査、いわゆる決算統計においては、短期大学事業に関する歳入及び歳出は事業の政策上普通会計として一般会計とあわせて報

告をしなければならないことから、平成3年度の予算から一般会計の中の教育費として大学予算を計上しているところであります。

特別会計を設置する場合は、法令の規定によって設置が義務づけられている場合と法令によって設置が認められる場合に限られます。大学予算については、法令等による設置の義務づけではないこと、さらには決算統計上普通会計とあわせて報告する必要があり、過去に特別会計から一般会計に移行したことなどから、当面は一般会計の中で持ちたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、大項目2、新名寄市行財政改革推進計画について、小項目の1、組織機構の見直し及び定員適正化への取り組みについて申し上げます。

本市の行財政改革につきましては、新名寄市行財政改革推進計画に基づき推進しているところであり、平成18年度から23年度を前期計画とし、現在は平成24年度から28年度までの後期計画の期間中でございます。その推進に当たっては、市長を本部長とする名寄市行財政改革推進実施本部と組織・機構検討部会などの専門部会を設けているほか、職場会議等における意見を踏まえるなどしながら組織機構の見直しや業務の改善など行財政改革を推し進めているところでございます。

御質問のありました職員の適正化につきましては、当初平成21年度から26年までに73人の削減目標に取り組み、69人の実績となっております。その内訳につきましては、前期計画期間で46、後期計画期間の平成26年度までに23人の削減となっており、残り4人の削減につきましては、国、道からの権限移譲、新たな事業や施設の新設などに伴い業務が拡大している現状を鑑み、昨年度目標年度を2年間延長して取り組むこととしたところでございます。しかしながら、平成2

7年度当初では平成26年度に比べ総体で6人の増加となっております。これは、この間の大量の定年退職とスリム化に伴う急激な世代交代への対応や市民ニーズが複雑多様化する中で適切な市民サービスを維持、確保するため人員の確保を図ったものであります。今後の職員適正化の取り組みにつきましては、引き続き名寄市行財政改革推進実施本部などでの議論と職場点検を基本としながら、削減目標に向けたスリム化に取り組む一方で、基礎自治体として求められます市民サービスを提供するために必要な人材、人員の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目3、名寄市における農業、農村振興の方向性について、小項目の1、名寄市農業・農村振興計画の見直しについて申し上げます。

次期の農業・農村振興計画の策定に当たっては、現在策定作業を進めておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略や今後策定される第2次の名寄市総合計画との整合性を持って進めてまいりたいと考えております。本年度においては、現状分析や課題整理を行うとともに、計画素案を策定するプロジェクト会議と計画素案を審議する検討委員会をそれぞれ設置いたします。現在関係機関、団体の職員レベルによるプロジェクト会議を設置し、現状の課題等の整理に取り組んでいるところです。また、検討委員会につきましては、総合計画の市民検討委員会の設置にあわせて設置の予定です。今後のスケジュールにつきましては、年内に農業者や関係団体などから現状や要望など意見交換を行い、1月ごろより計画素案検討、来年度からは計画素案をもとに農業者や関係団体との意見交換を行い、最終的にまとめたものについて検討委員会より市長に報告し、農業・農村振興審議会の諮問を経てパブリックコメントをかけて計画としていく予定です。

次期計画検討におけるポイントといたしましては、現計画を策定したときよりもさらに農業者の高齢化と経営規模の拡大が進んでいることによる情勢変化やこの間の総合戦略などにおける農業・林業関係団体懇談会やJAとの協議を踏まえ、新規参入者、後継者の育成確保、多様な労働力の確保、農産物輸出を含めた販路拡大などが現在のところ想定されますが、今後の農業者や関係機関などとの協議をもとに課題を整理していきたいと考えています。また、JA道北なよろで策定されています地域農業振興計画につきましても振興計画策定に当たり参考としていくことになると考えております。

次に、小項目2、名寄市食育推進計画の見直しについて申し上げます。第2次の食育推進計画につきましては、食育推進協議会の御協力のもと食育を実践することをテーマに平成25年度から平成29年度の5カ年を期間として策定し、本年度で3年目となっております。計画では、年次目標を設定し、平成25年度は第2次計画の市民への周知、平成26年度は実践的な活動を活発化させることとして取り組んでまいりました。具体的な取り組みといたしましては、食育推進計画周知パンフレットの配布や地場農産物のPR、地場農産物を使用した料理コンテストや各種料理教室の開催及び健康食品に関する講演会の開催などに取り組んでまいりました。

また、食育推進協議会を構成する保育所、幼稚園、学校や食育に関係する団体においては、食育指導や農業体験、地場農産物を使用した加工品の製造などに取り組まれており、児童生徒を初め市民に健康的な食習慣の重要性について認識をいただいているところです。また、協議会の議論を受けて市民を対象に収穫体験と収穫した野菜による煮込みジンギスカンの試食会を行う事業が実施されるなど、協議会の活動を通じて他団体と協働し、事業を行うことにより、食に対する視野が広がり、効果的な食育事業となったとの報告をいただき、

一定の成果を上げているものと考えております。今年度は、さらに多くの市民の方に食に関する関心を高めていただけるよう食育フォーラムの開催を予定していくなど、食育事業推進に当たってまいりたいと考えております。

次に、小項目3、名寄市農業・農村振興計画及び名寄市食育推進計画策定に向けての体制について申し上げます。現在の農業・農村振興計画の策定については、旧名寄市、旧風連町が合併して最初の計画に当たり、それぞれ異なった振興計画となっていたことから、作業量的にも多かったものと考えておりますが、次期計画策定については現計画により基本的な項目について一定程度整理がされていることから、その分事務量の軽減も想定されているところですが、今後の策定作業の体制につきましてはそうしたことを踏まえた上で十分対応できる体制となるように考えてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。私大項目の2と大項目の3の取り違いをして質問をしてしまったことに関しておわびを申し上げます。それで、通告順とは順不同ではありますがありますが、順次再質問をさせていただきます。

初めに、定員適正化についてのことでお聞きをいたします。答弁の中で27年4月の職員の配置状況、そして平成26年度の削減の実績69名ということでもありますけれども、実際に27年4月1日の配置という部分では逆に6名多く配置をしているというようなことで答弁があったというふうに思います。しかし、28年度まで当初の73名の削減達成に向けて努力をするということでありまして、いろんな諸条件といたしまして、状況が変化している中で今回の対応になったのかなと思いますけれども、ちょっと中に矛盾があるというふうに理解をするので、そのことについてお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、確かに目標2年延長した背景にあつては国や道からの権限移譲に伴う業務量の増加、それから社会情勢の変化に対応するための職員配置もさまざま出てきているのではないかなというふうに思います。それから、急激なスリム化の対応ということで、それらに対応するための職員の混乱といたしましうか、そのような部分もあるのかなというふうに思いますし、住民サービスへの影響などなどあろうかなというふうに思います。それからまた、本年オープンした文化ホールE N - R A Yの管理運営に伴っても職員の増員が図られてきましたし、28年度から大学の児童学科の4大化に伴って大学の事務職員の増というふうな部分でこれも想定されるわけですから、組織の見直しについても非常に厳しい状況にあるのではないかなというふうに思っています。

加えて、この財政健全というふうな部分で考えますと、民間ですと不採算部門がある部分についてはそれから撤退をして財政健全を図っていくというようなことが俗に行われる部分かなというふうに思いますけれども、行政はそうはいかない。市民福祉を守っていかなければならない立場のもとに、やはりきちっとした配置をして市民の暮らしを守るということは必要になってくるのかなというふうに思っています。このような状況の中で当初計画の73名、21年から26年を2年延長して28年までというふうなことでありますけれども、本当に削減目標を掲げ続けていくことができるのかどうなのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今再質問をいただきました。行革に関する考え方あるいは今後の方向性というところかというふうに思っていますが、この行財政改革を取り組むに至った背景というのでしょうか、必要性というのは、1つは国レベルでの問題があると思います。これは、今少し景気上向いてきたというのがありますけれども、この

行革に取り組んだときについては経済が非常に長期間にわたり低迷していたという部分がありました。それを受けての国の財政問題という国レベルの問題もありましたし、一方地方ではどうかというと、国の経済に伴っての地域の経済の疲弊という部分もありましたけれども、今問題になっている人口減少の問題ですとか少子高齢化の問題などがありましたし、一方では地方分権ということで自治体そのものが自主自立のもとに進めていかなければいけないというさまざまな課題があったということで、これらを踏まえて将来にわたって市民サービスを保障できる、持続的に発展をしながら自治体が進んでいかなければ、そのために必要な改革を行うというのがまさに行財政改革というふうに私自身考えていますし、計画の中にもその趣旨が書かれているかというふうに思います。そういった趣旨でいきますと、最後に言われていました市民サービスを守るためにしっかりとした人材の確保、人員の確保をする必要があるだろうというところについてはまさにそうだというふうに思いますので、これは市民サービスに必要な人員については今後も目標のいかにかわかわらず、必要なところについては確保していかなければいけないだろうという考えがあります。

ただ、一方で目標が73人に対してことしの4月で6人ふえたので、計画と実際の配置に矛盾があるのではないかということでもありますけれども、数字的には確かにそういう部分はあるのですけれども、今後の方向も含めて考え方になりますが、業務がふえる部分も確かにありますけれども、一方では時間の経過とともに事業が縮小する、あるいは終了するという事業がある。あるいは、システム化に伴って人員を減らすこともできる。あるいは、職員の工夫、知恵によって労力を軽減できるというのがありますので、そういった部分については今後もスリム化の方向で進めていきたいというふうに思いますし、塩田議員が言われたように業務の拡張と、あるいは市民ニーズに対応した

取り組みについては、そこについては人材あるいは人員の確保が必要だと思いますので、一見矛盾したような内容になっているかもしれませんが、必要に応じての削減、必要に応じての確保に今後とも努めていきたいというふうに思っていますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） 矛盾という言い方したのですけれども、私の中では実はこの職員削減というのは削減ありきの部分では決してないのだなというふうに思っているのです。最後にも言わせてもらったのですけれども、住民サービス、これらについて影響を及ぼしてはいけないというふうな部分がやはり一番大事な部分だなというふうに思っています、そういう意味でいうと職員の先ほど言われた新しい事業も出てくるけれども、なくなっていく事業もあると。いろんなこと今後はあると思うので、それは中長期的な視野に立っての部分で、当然名寄市の行財政改革推進検討委員会の中でしっかり協議をなされていくのだなというふうに理解をしています。

私の言いたいのは、本当に73名というふうな部分で当初計画した、これは努力目標になるのかもしれませんが、そうでなくても目標は目標として持つのはいいけれども、やはりきちっと市民の生活を守るということを前提に適正な配置をしていただきたいというふうに思っていますし、これら組織機構の検討委員会の中でも話し合われ、そしていろいろ職場討議も積み重ねて、これは見直しに向けてこれから進めていくというふうに思っていますので、当然適正な配置につながっていくものだというふうに思いますけれども、それらの適正な配置という観点に立って再度御答弁いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） この行革、特に人員の適正化については、先ほど申し上げましたように、まず職場レベルからの議論も積み重ねていけ

る点もあります。職場レベルはどうしても部課単位でございますけれども、それを統合的に実施本部という、先ほども説明させてもらいましたけれども、実施本部として組織としてどうなののかについて今度は総体的な視点でそこを検証させていただいているということでありますので、これらの経過を踏まえながら、経過というか、システムをしっかりと今後も継承しながら、適正な人員配置に努めていきたいという考えではありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） では、よろしくお願ひします。

続きまして、大学の関係について質問をさせていただきます。実質昨年ですか、再編に向けての部分で御提示をいただいた部分として、37年度までの試算ということで資料を出していただいたときに、実は私もびっくりをしたという部分であります。確かに御答弁の中で、歳入について平成26年度の算入単価でいうと199万9,000円、それから27年度、今年度といいましょうか、197万8,000円だったですか、ということで2万1,000円の減ということで、当初2%ずつ削減になっていくのではないかという長期的な展望を見ていたわけですが、1%ちょいといいましょうか、それぐらいにおさまったということで、ちょっと安心をしている部分ではありますけれども、ただ社会情勢これからどうなっていくかわからないことも含めて非常に厳しい状況であることは変わりないのかなというふうに思っています。それに伴って運営費に占める歳出の部分でいうと、人件費の2%、これは職員の定期昇給なりというふうな部分も含めてかもしれませんけれども、この2%を見続けていくというのは非常に大き過ぎるのかなというふうに実は思っています。そのほかに物件費等々の経常経費や何かについてもきちっと健全な大学運営をしていくための経営の考え方という部分では、この部分についてはや

はり見直すところはしっかり見直していく、そして歳出を圧縮をしていくというふうなことが必要だというふうに思います。その中で設備投資においては、大学の図書館も初めとしてこれから整備されるもの等々の起債の部分、それから起債借りの償還の部分というのは出てくるわけですから、当然今後においては大きな負担になってくるというふうなことだと思います。

その中で運営に係る歳入歳出の部分を見させていただいた中で、平成31年にはこの再編4大化でいうと生徒さんが満度充足するという部分かなというふうに思っています、その5年後、35年との比較というふうな部分でちょっと考えてみたのですけれども、実際には歳入では7.7%の減、約1億円ということで、それから歳出の人件費では8.2%の増で同じく約1億円、物件費等でも4.2%の増で2,000万円ほどでありますから、2億二、三千万円ほどやはり現状の31年から比べると負担になっていくというふうなことになります。実質収支を見ると、35年には2億三千数百万円というふうな赤字を想定をされているというふうな部分で、しっかりこの部分を歳入歳出、歳入は難しいと思いますけれども、歳出部門でいうとやはり鋭意努力をすることによって圧縮できるというふうに考えておりますので、そこら辺のところを今後どのようにまた進めていっていただけるのかというふうなことで御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 今後の大学の収支見通しを含めた件について再質問がございましたので、お答えをさせていただきたいと思ひます。

さきにも答弁をいたしましたとおり、どうしても歳入というのは手がたく見積もらないと難しいといひますか、手がたく見積もり、歳出についてはある程度かかる経費は想定できる分は一定程度見込むということで、歳入歳出とも厳しく見込ん

でいるというのは御指摘のとおりでございます。今後収支を安定させていくためにどのようなこととさせていただきますけれども、まず1つとしては、学生数を安定的、一定的に確保することが大学運営では一番重要でありまして、そのことは例えば国家試験の合格率を100%に近づけるですとか、就職率を上げるですとか、いわゆるそれらを含めた学生のサポート、それからそれを含めた学部教育、そして学生募集などの広報活動をまず大学としてしっかり取り組んでいきたいと。あわせて歳出の経費につきましては、今後一定の施設整備が見込まれるのは事実でございますので、通常経常経費といいますか、物件費、維持補修費などのいわゆる経常経費については余り伸びないように、大学内部での内部努力、そこをしっかりとやることで今後の収支改善に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） よろしくお願ひします。

本当にそうだと思うのです。昨年のおきの議論にもありましたけれども、学生の確保がしっかりできるかできないかということが一番重要な部分だなというふうに思っています。それに伴う部分としては、要するに今の高校生なり保護者を対象としたオープンキャンパスを開いてとか、いろんな確保するための努力というのは大学としてしっかりなされているというふうには理解をしているのですけれども、そういうことも含めて将来的なことを考えると、やはり確保すべきことはしっかり確保しなければならないというふうに思っていますので、それらについて鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、大学が名寄市に与える経済の効果ということで先ほどの説明をいただきました。そういうことだなというふうに実は思っています。この何億円という、実質10万円だ、120万円、100人で1億2,000万円という、その経済効果、それが900名になったらどうなのかという

ふうなこと等も含めて、やはり何か我々って先を見ると赤字というのがどうしても目についてしまう。その効果という、大学があることによって名寄市にどういう潤いがあるのかというのを忘れがちなところも実はあるわけですから、その中で私も今まち・ひと・しごと創生総合戦略というふうな部分でやはり人口減少にどう歯どめをかけていくか、そういう対策というのは非常に大事な部分、その中で大学の存在価値というのは大きいものだなというふうに思っています。

昨日の東川議員なり大石議員の質問の中にもありましたけれども、人口減少ということはやはり敏感に感ずるものではありませんけれども、私自身考えてみたら、もし大学が名寄になかったとしたら、今の約2万9,000の人口というのは維持できていたのかなというふうに考えますと、相当今の2万4,000とか2万5,000の世界になっているのではないかなと、極端に言えば。経済学者ではないからわからないですけれども、そういうふうに思っています。この効果というのは非常に大事だなと。ほかから名寄市に来てくれるという部分でいうと、やはり外資といいましょうか、アパートとかマンションに係る経費だとか、そういうふうな部分についても当然仕送りとかいうふうな部分で、ここで発生しない経済の部分をよそからもらってこの経済を運営するといいましょうか、賄うというような部分でいうと、非常に経済にとって効果が大だというふうに思っていますし、何せ若い人が800人もいるということはすばらしいことだなというふうに思っています。その中で大学が名寄市の市民、どういうふうな、先ほど貢献という部分でいうといろいろ大学を卒業してからとかいう部分でありましたけれども、実際に名寄市民との連携というふうな部分で効果というのはどのようなことが現実にある、そしてこれから想定されることがどういうことがあるというふうなことで答えていただければというふうに思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 改めまして大学の効果ですとか今後の地域貢献含めて再質問がありましたので、少しお答えをさせていただきますと思います。

議員からもお話がありましたように、今まさに地方創生、総合戦略、名寄市も取り組んでおりまして、その中の御存じのとおり5本の柱の一つに市立大学の機能強化ということを盛り込んでおりまして、今まさにまとめの時期ということでございます。その中では、3本の施策から考えておりまして、1つは社会保育学科の設置による学部再編、それによって教員、学生数がふえると。それから、2つ目として御指摘のありました研究所機能の強化ということで、道北地域研究と地域交流センターを統合してコミュニティケア教育研究センターをつくっていくと。この前段として、先日もお話がありましたように小樽商大の地域貢献の話に向こうのセンター長をお呼びして道北地研が講演会といいますか、その種のをやって、今後コミュニティケア教育研究センターをどのような形にしていくかということで、教員、事務局が中心になって、あるいは道北地域研究所の諮問会議のメンバーの方々なんかからも御意見をいただきまして、そこら辺を模索しているところでございます。

あと、もう一つの柱として、卒業生の地元定着ということで、昨年26年度の例でいいますと公務員とか市立病院の看護師さんを含めると14名就職が市内にあったのですけれども、それは3カ年の中では多いほうでして、そこをいわゆる誘導策、インセンティブを盛り込んで少しふえるように地元定着なんかというような議論を今しているところでございます。

それと、あわせてちょっと一つの例としてなのですけれども、先週12日に商店街あそびの広場というようなイベントがことして4回目ですか、開催をされまして、主に児童学科の教員です

とか学生が中心になったのですけれども、看護学科の教員の方も救急、蘇生なんかの講習みたいのをやっています、ささやかではあるのですけれども、そういういわゆる大学ができる地域貢献といえますか、そういうことなんかも年に何回かやって、これからもこういうのを例としてやっていかなければならないのかなと思っております。

今後本学の基本的な開学理念というのは保健、医療、福祉のいわゆる有為な専門職を育てて地方に送り出すということが最大の使命ですので、その部分、学部教育をしっかりさせて、いわゆる地域貢献の部分については新しくできるコミュニティケア教育研究センターを中心に、さらに地域、学部ではできないことをセンターが中心となって研究、実践を含めて、市はもとより定住自立圏域内含めて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） よろしくお願ひします。

それと、また私どもの昨年のお話になるのですけれども、学部再編時に将来の見通しということで経営の収支の見込みをお知らせいただいたのですけれども、このことについては毎年毎年実績は出てくるわけですから、それらについて何かお示しをいただけるような策といひましようか、あるのか教えてください。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 収支計画につきましては、毎年決算が固まり、まさにこの時期に決算が固まった時点で、それからその時間を置かないで見直し、時点修正といひますか、そこをしっかりと時点修正をして、いわゆる議会の常任委員会等にお示しをして、私ども常に毎年こういうふうになっているということを議会のほうにもお知らせをしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） よろしくお願ひをします。

それと、やはり市民の関心事という部分でいうと、今の部分と関連をしますのですけれども、大学の収支について関心を持っています。そういうふうな部分でいうと、今度市民向けにどのような形でこの周知といたしまししょうか、することができるのか、またするとすればどのような形が考えられるのか、それについてお答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 大学の収支を含めて市民の皆さんについては、運営等も含めまして収支もあわせた形で市の広報なんかを使いまして、運営と収支等を市民の皆さんにお知らせできるように検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） 鋭意努力よろしくお願ひします。

それでは、続いて農業・農村振興計画に関連して質問をさせていただきます。先ほどの御答弁の中で既に各関係機関、団体が組織するプロジェクト会議は設置をして、検証等々については進んでいるというふうなことであります。その中で計画素案を審議する検討委員会を設置をするということで、これは総合計画の市民検討委員会というのですか、の設置にあわせて設置をするというふうなこと、私の聞き違いかわからないですけれども、だと思ふのですけれども、そうだとすれば検討委員会の構成メンバー、どういうメンバーで構成するのか、それから流れといたしまししょうか、ちょっとわかりづらい。もっとわかりやすく説明していただければというふうに思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 検討委員会の考え方ということで御質問いただきまして、現状の農業、農村を取り巻く状況も変化してきているという状況の中で、課題も多岐にわたっているというふうに思っております。検討委員会においては、農

業だけでなく商工業の関係の方や大学や産業高校などの御協力をいただきながら設置していきたいというふうに考えてございます。具体的には、関係機関、団体としては市立大学、名寄産業高校、農業改良普及センター、農業委員会、JA道北なよろ、上川北農業共済組合、天塩川土地改良区、北海道農産物集荷協同組合、名寄商工会議所、風連商工会などのそれぞれの委員として御推薦をいただく予定としております。農業者からは、地域農業で中心となっている青年や女性の方を中心に検討委員会に参画をしていただくというような予定で考えてございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） これまでの計画といたしまししょうか、振興計画の策定、過去の部分全て把握をしているわけではないのですけれども、市民が農業に関する部分として進めてきたという経緯があつて、その中に市民の各階層といたしまししょうか、そういう方々も交えての検討委員会というのは、これは初めての試みなのか、それともこれまでもずっとやってきたのか、ちょっとその辺についてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） この検討委員会の設置につきましては、名寄市の要綱の中で定められておりまして、その関係団体がこれらの関係団体ということでございます。それで、特に商工会や商工会議所等についてもその中で候補の団体ということになっておりまして、前回のときもそんなような形で取り進められたものというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） わかりました。

それと、計画策定というふうな部分でいうと名寄市の農業の実態というのがやはり一番大事になるのかなど。それから、将来のいろんな策定に向けていくということになれば、国が策定をした食

料・農業・農村基本法があって、それに伴う基本計画が計画をされて、たしか17年に計画をされていますから、恐らくもう見直しがかかる時期かと。それと同時に、道のほうも同じように基本計画の部分でいうと変更がそろそろかかるのかなというふうに思っていますけれども、それらもあと1年半ありますから、それらについてもしっかり踏襲をしていくものかなというふうに思っていますけれども、そこで今まで農家の営農意向調査というのをたしか進めてきたと思うのですが、これについても調査を進めるのかどうなのかということについてお聞きをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 農業者の意向調査ということでございますけれども、現在人・農地プランの関係で農業推進アドバイザーという方をお願いして、それぞれ個別面接を含めて聞き取り調査をしております。それらの実態の内容と、それで不足する部分があれば当然アンケートなどの手法を使って皆さんの御意見を聞いて、そういった農業者の声を集められるような工夫はさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） わかりました。

それと、現在農協がつくっている第3次地域農業振興計画という、名前違ったかな。そうですね。第3次の地域農業振興計画がつくられていて、この計画は29年までということで、名寄が持っている振興計画と1年のずれがあるというふうな部分でありますけれども、これらについて先ほどこの次の新しい策定に向けてJAが計画しているこの計画との整合性といいたしめようか、それらについても参考にするというような御答弁だったなというふうに思いますが、今これからというのは参考というよりは当然30年に向けて2年半もたっていますから、5年計画の部分の半分経過しているということで、第4次になるのかわかり

ませんけれども、計画が恐らく策定見込みだというふうに思いますし、それらについてやはり将来の名寄市農業の方向性を定めていく計画でありますから、それら農協が策定するものとしてしっかり連携を図りながら、整合性を保って進めていくのかなというふうに思いますが、その辺についてももう一度御答弁いただきたいとします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 農業・農村振興計画とJA道北なよろで策定しています地域農業振興計画、これ当然地域農業の振興において重要な計画でもございます。とりわけJAの計画につきましては、農業者の皆さんにとっては入り口、出口も含めて重要な計画になってございますので、それらは当然JAの計画と進捗状況なども含めて十分協議して取り進めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） わかりました。

ことしの6月に山田議員もこの振興計画の策定については、今までの分踏襲していくことばかりではなくて新しい視点でやはり考えていくべきというふうに御指摘もあつたなというふうに思っています、それらしっかり受けとめて、よいものの計画にさせていただきたいなというふうに思います。

それから、食育推進計画については取り組み等々について相当進んできているなという感じがします。ただ、民間を交えた名寄市食育推進協議会、この中でいろいろ議論されてきている部分だなというふうに思いますが、食育は基本は家庭からだというふうに思っています、家庭、地域、それから各名寄市、大枠でいきますとやはり連携、協力をしながら食を育てていくというふうなことが大事な部分だなというふうに思っています、これらについてその辺のつながりといいたしめようか、何かまだしっかりした部分でいうと市民にきちっと伝わり切っていないのかなという、部門、

部門では確かにやられているということは重々承知をしていますけれども、その辺の部分、この前段は周知、そして第2次は実施というふうな部分でありましょうから、この部分についてもそれに向けてどのように進めていくのか、考えていらっしゃるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 第2期の推進に当たっては、計画の中では生涯にわたるライフステージごとに幼児から高齢期まで8段階にわたってその取り組みの指針を明示させていただいていますし、さらに家庭や教育、福祉現場、地域と生産者、さらには関係機関等の具体的な取り組む方向性を示させていただいています。それらを含めて一体的に今計画の推進に当たってございますけれども、名寄市食育推進協議会においては食育に関する関係団体の皆さんに委員として御協力をいただいております。塩田議員からの御指摘いただきましたとおり、そういった御意見を含めて名寄市の食育推進協議会の中で御意見をいただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） それでは最後に、計画の策定に向けての体制といたしまししょうか、先ほどしっかりした体制を整えていくというようなことのお話があったなというふうに思いますけれども、これまでもどちらかという計画を策定する上においては、やはり今後の名寄市基幹産業、名寄市の基幹産業は農業でありますから、この農業をどう進めていくのか、方向性も含めてしっかりしたものにしていかなければならないと。そのためには、いろいろこの関係機関、団体との調整的なことも含めて核的な役割を職員が担うというふうなことになっていくと思うのです。そんなことも含めてやはり食育推進計画ばかりではなくて、地産地消の推進計画、それも関連をして出てくると思いますし、食育推進計画も同じように関連をして

いく部分だというふうに認識はしているのですけれども、これらについてこの大事な役割を担うということも含めて専門職員の配置についての考え方について最後お聞きして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 次期計画の策定に当たりましては、塩田議員から御指摘いただいたとおり今後の名寄市の課題、農業に対する課題を明示して、取り組む方向性を中長期的に考えていくというような重要な計画だというふうに認識はさせていただきます。それに当たりましては、より多くの生産者を初めとした担い手の方、さらには青年、女性の御意見を伺わなければならぬというのも考えているところでございます。その上に立って体制整備ということでございますけれども、よりこれらの計画を効果的に推進していくことを基本に考えてまいりたいというふうに思っておりますので、現在ぜひそういう計画はそれぞれそのような体制の中でちょっと考えてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

交流人口の拡大について外4件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして、質問をしてまいりたいというふうに思います。

まず、大きい項目の1問目、交流人口の拡大についてお尋ねいたします。名寄市の交流人口増加に向けて、私は特にスポーツによる交流人口の増加を訴えてまいりました。名寄市観光交流振興協議会の交流事業部会の中で検討し、合宿受け入れ庁内検討会議において合宿の受け入れ組織を確立し、進められております。昨年も11月から本年3月までカーリングチーム数十チームが直前合宿を行いました。競技施設や自然環境等の優位性

を検証もされ、合宿をされた方々へのアンケートの調査結果をとったそうですが、その結果をお知らせいただきたいというふうに思います。

また、合宿アドバイザーからの意見はどうだったのか、現状の名寄が保有する施設や宿泊施設、体育協会、各競技施設との連携を進める中で合宿アドバイザーによる大会の誘致や合宿の誘致を進めるため、評価や今後の対応、合宿受け入れの方向性や改善策をお知らせいただきたいというふうに思います。

続きまして、健康の森の競技場の改修についてお尋ねをいたします。札幌オリンピック、また東京オリンピックを見据え、各都道府県、市町村は合宿誘致に躍起になっております。合宿誘致のため競技施設の改修やPRを進めておられますが、冬のスポーツにしろ、アスリートは夏は休まないで、冬の団体も夏は名寄で体づくりをする、夏の団体も昼は団体で練習、夜は個人で練習する。ある団体は、最近少子高齢化が進み、各学校でチームが組めなくなった。地方から選手が来るため6時、7時ぐらいから練習が始まり、9時ぐらいまで真っ暗な中で練習をやる。なかなか難しいと言われております。また、陸上競技の団体からは、この名寄にも全天候型のブルートラック、1レーンだけでもあれば合宿がとれるのではないかというお話もいただいております。この部分でハード面での合宿誘致の対策、また陸上競技場への照明設備の配置、改修等の考えはないのかのことをお聞きしたいというふうに思います。

合宿誘致は、各団体が日常から一つの目標を目指し、心を一つにして勝利を達成するために合宿を行うというふうに言われております。ジュニア、高校生、大学は費用がなく、安い施設を求めていますし、団体で泊まれる場所を検討しております。現在少子化の進展により児童生徒の減少で公立学校の廃校は全国的な動きとなっております。文部科学省は2010年から「みんなの廃校」プロジェクトということで、廃校施設の再利用を関

係者に働きかけております。全国で4,700校の廃校、新たな用途が見出された学校は2,963校、公民館、資料館、体育施設、福祉施設、観光用に使用することもあるそうです。夕張市では、学校を安い合宿等の宿泊施設に対応して使っております。合宿者や団体等の練習で安価に使用できる廃校施設の有効利用の活用について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の2項め、コミュニティバスについてお尋ねをいたします。なよろコミュニティバスの運行は、今後の超高齢社会を見据え、より利便性の高い市街地バス路線を計画するため、平成24年実証実験が開始されました。名寄市も地域公共交通活性化協議会の意見を踏まえて、利便性の課題では増便、乗り継ぎの課題では東西回りの運行、そして冬期では所要時間の見直し等々が行われてまいりましたけれども、平成27年度に終了するため、地域公共交通活性化協議会と市民の意見を踏まえて利用実績や公共施設との接続性を鑑み、効果的かつ効率的な市内循環バスの動きを検討すると言われておりますが、これからの交通弱者、買い物弱者への対策の理事者の御見解をお願いいたします。

また、名寄市立総合病院の下車で東西回りの一部と西回りが市立病院の駐車場から、入り口から大きく離れ、交通弱者から冬に向かい改善の聲が上がっております。名寄市地域公共交通活性化協議会での今後の改善点について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3点目、夢にチャレンジ助成金についてお尋ねをいたします。学生を中心に若者が将来の夢を実現するため、チャレンジに対して自治体として助成を支給するなど、若者を応援する取り組みを行う自治体が出ております。子供や学生の夢を育み、夢へのチャレンジに対し地域を挙げて応援することは、地域の魅力創造にもつながる重要な施策と考えます。

愛知県の小牧市では、今年度子供の夢のチャレ

ンジを応援する新規事業として、海外でのボランティアや地域活動など学生がみずから考えて企画した活動に対して30万円を上限に経費の一部を助成する夢にチャレンジ助成金を創設いたしました。学生など若い世代の夢の実現に向けた活動を促しております。市の公募を設けた上、1次審査、書類審査、応募による公開プレゼンテーションを行い、本年度は7件中6件を採択したそうであり、助成を受けた場合、活動期間、28年2月15日から3月末までですが、実績を終えた後、市内の部分で発表会等を行っているそうです。こども・夢チャレンジNo.1都市の実現に向けて、子供の夢を育むため、夢へのチャレンジを応援する事業の一つとしているそうです。本市も子供夢チャレンジのために助成を行うことはどうでしょうか。理事者の御見解をお尋ねをいたします。

大きい項目4点目、老人漂流社会についてを大きい項目で御質問いたします。今中高年の子供がリストラや親が脳梗塞等で病気で倒れ、心配な面もあり、自分が助けなければという思いで高齢者の親元へ助けるために、頼って同居するケースが急増しております。親と同居する中高年で未婚の子供は日本で305万人、そのうち失業者は31万7,000人、10.4%に上っているとされており、高齢者人口3,000万人を突破し、超高齢化社会の中、ひとり暮らしの高齢者は600万人を超えようとしております。およそ300万人の人が生活保護水準以下の年収しかなく、生活保護を受けている方は70万人ほどと言われて、残り200万人は医療や介護の負担が重く、貯蓄もなく、ぎりぎりの生活を続けている高齢者がおられるそうであり、生活保護は、名寄市では228世帯、291名の保護者がおられますが、今回のケースはあると言われておりますが、生活保護の制度の実態について理事者の御見解をお願いしたいというふうに思います。

また、介護保険認定の第1号被保険者のうち、要介護認定者のひとり暮らしや親元に介護やリス

トラのため本市に帰ってこられた子供と同居している状況についてわかれば教えていただきたいというふうに思います。

また、子供の失業や親の病院などをきっかけに同居して親子が共倒れして、追い込まれていくケースが少なくないというふうに言われています。平成21年度の調査では、収入がふえたために年10万人の方々が生活保護が打ち切られたというふうに言われております。札幌でも2年前に姉妹がぎりぎりの生活をし、ガス、電気をとめられ死亡したこともあり、隠れた貧困問題をどう未然に防ぐかというふうに言われております。この対策として、市税等の未納状況を防ぎ、それを防ぐ対象にしている自治体もあるそうであり、市税等の未納の状況について理事者の御見解をお願いをいたします。

大きい項目5つ目、介護保険のサービスの移行についてお尋ねをいたします。地域支援事業の支え手、担い手や提供者の今後の状況についてお尋ねをいたします。軽度者向けの介護保険のサービスの一部を2017年までの市町村の事業に移行する地域医療介護総合確保推進法が始まりました。本市も高齢化率、平成27年人口比で30.4%、要支援者1は360名、22.3%、要支援者2は155名、9.6%になっております。訪問介護、通所介護が制度改正に伴い変更が余儀なくされました。サービスの担い手としては、NPOやボランティアの活用を促しておりますが、本市の地域支援事業の担い手づくりの考え方、また状況や提供者への今後の考え方について理事者の御見解をこの場でお聞きいたしまして、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま高橋議員からは、大項目で5点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び3につきましては私のほうから、大項目2につきましては総務部長から、大項目4及び5につきましては健康福祉部長からの答

弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1の交流人口の拡大について、小項目1の合宿者に対するアンケート結果についてお答えいたします。平成26年度に地域活性化センターの補助金を活用し、合宿による交流のまちづくり推進事業を実施し、名寄市の合宿受け入れに関する調査、実施検証を行いました。事業の中では、合宿モニターツアー事業として道内の高校スキーアルペン部の監督、選手12名を招致しました。また、北海道ジュニアカーリング名寄合宿では、道内ジュニア11チームの選手、監督と北海道女子カーリングアカデミーの選手合わせて74名を招致しました。合宿参加者は、なよろ温泉サンピラーに宿泊し、各施設を体験していただき、監督、選手には合宿環境についてのアンケート調査を実施しました。

アンケート結果では、総体的にスポーツ施設及び設備、施設周辺的环境についてはよい、宿泊施設は普通で、従業員の対応及びサービスはよいとの評価でした。改善事項としては、女子選手からはシャワールームが欲しい、選手からはインターネット環境を改善してほしい、監督からは栄養バランスを考えた食事メニューの改善が上位でした。要望事項としては、合宿地を選定するときに合宿情報専用ホームページがあるとよい、宿泊施設から各スポーツ施設や市内への移動手段を確保してほしい、宿泊などの料金を安く設定してほしいなどが主なアンケートの結果となりました。

次に、小項目2の合宿アドバイザーの評価と今後の対応についてお答えいたします。昨年7月に合宿に関するアドバイザー2名を招聘し、市内のスポーツ施設、文化施設、パークゴルフ場、商店街、主な宿泊施設などを視察して、合宿地としての可能性について評価をいただけてきました。スポーツ施設では、ノルディックとカーリングの施設はトップレベルの選手に対応可能との評価があり、スキー場を含めた冬季のスポーツ施設を活用し、恵まれた環境などを生かしたスポーツ合宿が

有効との意見をいただきました。ほかの施設についても対象を学生に絞ることにより利用可能となるので、合宿専用のホームページを構築し、合宿地を選択する際に多くの情報収集ができる体制づくりが必要である、また競技施設の整備については種目を絞って施設面の充実を図るべきとのアドバイスをいただきました。今後の対応につきましては、合宿専用ホームページ作成費が予算化されましたので、作成作業を進めてまいります。

また、競技施設整備につきましては、総合計画などに基づき整備を進めるとともに、新たな改修などにつきましては次期総合計画策定において議論がされていくことと考えております。今後においてもアドバイザーなどから合宿誘致に関する御意見をいただきながら、合宿受け入れにかかわる環境を整え、冬季スポーツを中心とした合宿や大会の誘致を推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目3の健康の森陸上競技場の改修についてお答えいたします。現在陸上競技場の照明施設は、管理棟に水銀灯照明を4基設置しております。陸上競技場のフィールド及び多目的コートについては、陸上、サッカー等の各団体が練習場として使用されており、施設利用時間としては午前9時から午後7時までとなっております。利用実績としては、平日は陸上の愛好家の方が主に利用されており、土日、祝祭日はサッカーの大会などで利用されております。施設利用者から照明設備等の要望については現在まで伺っていない状況にあります。

また、陸上、サッカー、アメフトなどの合宿での利用者につきましては、日中に練習を行い、夕食後はミーティングや体育センターフォレストの体育館やトレーニング室を利用した自主トレを行ったり、施設環境に合わせたトレーニングメニューを実施していただいております。

陸上競技場トラックの全天候型については、過去に調査研究をした経緯がございますが、多額な工事費を要するため、難しいという判断をしてき

ているところであります。以上のことから、当面改修計画はございませんが、今後とも利用者ニーズに合った適切な運営管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目4の閉校施設の有効活用についてお答えします。平成27年度末において閉校後の利用が可能となる学校施設については、風連日進小中学校と東風連小学校、豊西小学校の3校が考えられますが、交流人口の拡大に関連しての閉校施設の有効活用についての質問でありますので、立地条件的な面から豊西小学校が今回の質問の趣旨に該当するものと考えますので、豊西小学校の現状について説明をさせていただきます。豊西小学校の閉校に関して学校関係者や地域の方々からは施設、敷地の跡利用についての具体的な要望等が出ていない状況にあります。本年5月に開館した市民文化センター大ホールや浅江島公園に隣接し、環境的にも恵まれた立地条件にあることから、合宿などに利用できる宿泊施設等への転用なども含め、アイデア次第では多方面での活用方法が可能になると考えております。しかし、その反面、施設については建築後40年程度経過し、旧耐震基準の建物となっていることから、ほかの用途に転用する場合においても改修等については相当の経費が必要となると考えております。このような条件をクリアし、施設の有効活用を可能とする方策は現在のところ持ち合わせてはいない状況にあります。先ほども申し上げたとおりさまざまな面からの活用が考えられる施設、敷地であることから、今後庁内的な活用方策の検討を進めるとともに、第2次総合計画の策定時期にもあることから、その策定段階で市民の皆さんの御意見もいただきながら方向性を出していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

次に、大項目3の夢にチャレンジ助成金について、小項目1の若者に対する夢にチャレンジの応援についてお答えします。御質問にありました助成金につきましては、議員からも説明がありまし

たが、愛知県小牧市において第6次総合計画に掲げる都市ビジョンの基本施策であるこども・夢チャレンジNo.1都市の実現に向けた実施施策で、子供の夢を育み、夢へのチャレンジを応援する事業の一つとして提案者みずからが考え、企画した活動を募集し、それに必要な費用の一部を助成する制度であります。高校生以上25歳以下の個人、グループを対象としたもので、みずから企画を実現するために公開プレゼンを行い、採択になれば実施した事業の成果、実績について報告をするといった内容であり、夢の実現を目指す若者を次の世代につなげていくことを目的としていると認識をしております。現在名寄市には、青少年に限定した同様の助成制度はないため、こうした助成制度を本市において取り組む考えはないかとの質問でありますけれども、地域活性化を目的とした名寄市まちづくり推進事業助成金の中で年齢要件に関係なく研究開発、イベント開催、人材育成等に要する経費の一部を助成する制度がございます。青少年の夢を実現するといった制度と趣旨は異なりますが、このような制度の活用も視野に入れながら、小牧市の事例を参考に調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、大項目の2、コミュニティバスについて、小項目の1、交通弱者、買い物弱者への対策及び小項目の2、名寄市地域公共交通活性化協議会での今後の改善点についてあわせて申し上げます。

なよろコミュニティバスの実証運行に当たりましては、住民アンケートによるニーズ調査やバス運行事業者、公共交通に関する有識者からの意見をもとに名寄市地域公共交通活性化協議会にて協議の上、利用の多い高齢者層へ配慮した低床バスの導入や通院、買い物、公共施設の利用など日常生活に必要な移動手段となることを意識した見直しを行ってまいりました。御質問の市立総合病院

前のバス停につきましては、病院最寄りの場所ではありますが、平成25年12月の運行経路見直し時に運行経路上の事情によりましてやむなく病院の斜め向かいへの移設を行ったため、通院には不便な場所となっているのが実態であります。利用者の方から移設を望む声も寄せられていますことから、運行事業者及び市立総合病院からも意見をいただきながら、運行ルートを大幅に見直すことなく改善できる手段がないかを現在検討中であります。

検討の結果により改善する方向で手続を進めることとなった場合についてであります。運行経路の変更も想定しなければならないため、冬期の道路状況を確認する必要があること、また名寄市地域公共交通活性化協議会での了承及び関係機関への協議、申請の時間も必要となりますことから、時期といたしましては来春を目途とした改善となることが想定されているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目4と大項目5について申し上げます。

初めに、大項目4の老人漂流社会について、小項目1の生活保護制度利用者の実態について申し上げます。名寄市における過去3年間の生活保護の動向につきましては、平成24年度は保護世帯数233世帯、保護人員311人、保護率10.5パーミル、面接相談件数95件、うち生活保護にかかわる面接相談件数85件、保護申請件数17件、開始件数17件、廃止件数25件、保護世帯のうち65歳以上の高齢者世帯は131世帯で、保護世帯の56.2%となっております。平成25年度は、保護世帯数221世帯、保護人員279人、保護率9.6パーミル、面接相談件数82件、うち生活保護に係る面接相談件数71件、保護申請件数26件、開始件数26件、廃止件数31件、保護世帯のうち65歳以上の高齢者世帯は133世帯で、保護世帯の60.2%となっております。

平成26年度は、保護世帯数228世帯、保護人員291人、保護率10.1パーミル、面接相談件数102件、うち生活保護に係る面接相談件数83件、保護申請件数38件、開始件数35件、廃止件数31件、保護世帯のうち65歳以上の高齢者世帯は139件で、保護世帯の61.0%となっております。以上により、保護申請件数は年々増加傾向にあり、また名寄市の高齢化率の上昇に比例して高齢者世帯の割合が増加しております。生活保護の給付状況につきましては、平成26年度の生活保護費は5億899万774円で、うち医療扶助は2億7,334万2,320円となっており、保護費全体の53.7%と半分以上が医療費で占められております。

生活保護を受給している高齢者世帯に子が転入した場合、子の稼働収入によって世帯の収入が最低生活費を上回ったこと、または上回る見込みが十分確認できる場合は保護が廃止されます。しかし、子が転入したとしても世帯の収入が最低生活費を下回っていれば新たに転入してきた子の生活費も加味され、保護は継続されることとなります。

次に、小項目2の介護保険認定者及び子供同居世帯の状況について申し上げます。生活保護受給者のうち、65歳以上の介護保険の要介護認定者は49世帯50人であり、内訳として要支援1が9人、要支援2が7人、要介護1が6人、要介護2が9人、要介護3が6人、要介護4が9人、要介護5が4人となっております。保護世帯全体で65歳以上の高齢者とその子で構成された保護世帯は8世帯であり、うち子が働いて収入を得ている世帯は1世帯で、残りの7世帯は子が障害や傷病のため就労できない状況です。また、65歳以上の介護保険の要介護認定者とその子が同居している保護世帯数は2世帯となっております。

当市における過去5年間で生活保護受給世帯に親の介護を理由として子が転入した事例はございませんが、リストラを理由として子が転入した事例は1件ございます。本州で失業した20代の子

が当市で生活保護を受給していた60代の親元に転入した事例ですが、子を含めた世帯の収入が最低生活費を下回っていたため、親と子の2人世帯として保護は継続となりました。その後子の就職が決まり親元から転出したため、子のみ保護廃止となっております。

次に、小項目3の市税等の未納状況について申し上げます。8月14日現在3市税のほか国保、介護、後期、保育における昨年度課税分及び過年度課税分の滞納者は529人、このうち60歳以上の方は184人で、全体の35%となっております。60歳以上の方の滞納額合計は4,817万4,000円、うち市税が1,126万8,000円、国民健康保険税が3,026万7,000円となっております。御質問いただきました生活困窮及び子供との同居の現状についての実態把握であります。例えば確定申告など住民税の申告の中で実態が把握できることも考えられますが、市税等の未納、納付が滞る、滞納状態になって納税相談に訪れていただいた中で初めて実態が判明することとなります。基本的には、大多数の市民の皆さんには市税等を納期に合わせて適正に納めていただいておりますから、納税相談に来ていただく方の数というのはごく少数であるという実態がありますが、納税相談の中で生活が著しく困窮している方については生活保護など福祉部門への相談を促すなど庁内連携を図って対応しているところであります。

続きまして、大項目5の介護保険のサービス移行について、小項目1の地域支援事業の支え手、提供者の今後の状況について申し上げます。本年4月の介護保険の改正では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの構築を実現するための施策として、地域支援事業に新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい

総合事業が制度化されました。新しい総合事業に移行すると、介護予防給付で行っていた要支援1、2の方の訪問介護及び通所介護サービスは全国一律のサービスから市町村が実施する新しい総合事業で提供することとなるほか、それぞれの市町村や地域に潜在している生活支援の担い手となる地域資源を発掘することにより、さまざまな生活支援サービスが介護保険制度のもとで実施できるようになります。本市では、この新しい総合事業を名寄市介護保険条例、名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画において平成29年度に移行することで議会議決をいただいております。その体制整備に向けて協議体を設置して定期的な情報共有、連携強化による資源の開発が必要であるため、本年から制度移行に向けた準備作業に着手してまいります。

新しい総合事業の担い手としては、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等が想定されておりますが、高齢者の居場所である趣味活動、健康づくり活動などのほか、地域におけるサロン活動や見守り、安否確認などもその対象とされております。各地域のサロン活動や老人クラブ活動なども新しい総合事業における地域資源として考えられることから、協議体の中で議論を進めてまいります。要支援1、2の方の訪問介護、通所介護サービスにつきましても地域支援事業に移行した後もサービスを継続するとともに、現在の生活支援サービスの移行につきましても継続できるよう協議を重ねてまいります。

今回の介護保険法の改正は、制度始まって以来の大改正と言われており、その内容は住民参加型まちづくりそのものであります。平成29年度に制度移行した後も住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう地域の皆様とともに取り組んでまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。

した。再質問に移らせていただきます。

まず、交流人口の部分の質問をさせていただきます。今回の合宿でスキーが12名、カーリング74名の方にアンケートをとっていただいて、まず宿泊施設のシャワーだとかインターネットの部分はあったのですけれども、料金を安くしてほしいという部分はやっぱり学生だとか大学というのはこれはもう大変重要な部分だと思うのです、親の経済的部分もありますし。この部分では、土別や何かは土別のホテル関係は宿泊者に対して助成金を出して相当安い金額で、朝晩の食事もつけて安く出しているみたいなのですけれども、名寄市の場合はその対応はできているのかどうかというのと栄養バランスのとれた食事を提供するために、試験を受けて取らなければならないものがあるのです。よく野球選手の奥さんがそのバランスをとるために試験を受けて取って、旦那の食事をつくるだとかという部分をやっている選手の奥さんがたくさんいるのですけれども、名寄はホテルにはそういう関係の栄養バランスのとれた食事をつくらせてほしいという要望があった時点で検討はされたのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思っています。料金の部分と食事の部分と。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時37分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今合宿にかかわって宿泊関係についてと質問がございました。宿泊の割引制度というか、助成制度のことだと思いますけれども、ほかの先進地で合宿に取り組んでいるところではそういった制度を活用しながら多くの合宿者を呼び込んでいるということがありますけれども、名寄市においてはそういった制度は今のところありません。また、なよろ温泉サンピラーにおいては、独自に合宿者にちょっと価格を下げ

て食事を提供しているという、そういった制度を実施している部分があります。今回総合戦略の中で合宿の受け入れ誘致に向けて推進を行っていくに当たって、今後も合宿者からアンケートをまだいろんな形でとるようになっていくこととなりますし、あと先進地の事例も情報を収集しながら、具体的にどういった施策を打っていったらいいのかというのをおわせて検討していく必要があるというふうに考えているところであります。それと、ホテルや宿泊先の旅館業組合の皆さんともお話をしながら、そういった割引制度が独自にできるのか、助成制度として必要なのか、そういったものを含めて協議の素材になっているかと思っておりますので、そういった中で今後協議をしてまいりたいというふうに考えております。

栄養のバランスのとれた食事の提供ですけれども、私がわかっている範囲ではそういった資格を持っている人はいないのかなというふうに思っていますけれども、サンピラーのほうにいかどうかちょっとはつきりはわからないので、申しわけありません。ただ、トップレベルの選手を呼ぶに当たってはそういった栄養バランスのとれた食事の提供というのにも必要になってきますから、今後のアドバイザーの招聘においてはそういった栄養面でアドバイスも受けられる、そうした方も招聘しながら、できれば大学の方とも連携しながら、一緒に勉強しながら、今後栄養バランスのとれたそういう要件のできる食事の提供もできるような体制も宿泊施設とも連携をとりながらやればというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。

トップアスリートは、ほとんどそういう方がついてきます。ついでにありますが、そういう大学生だとか高校生の部分でバランスのとれた食事が出せる体制をつくっていただきたいというふう

に思って言ったのです。

それで、大学生、トップアスリートが合宿に来るといのもいいのですけれども、一番いいのはやっぱり先ほど山崎議員も言われたように地元の少年団だとか何かが合宿をして、一緒に飯を食べてチームワークをつくる。やっぱりいろんな部分で違った環境なのです、一緒に何日か合宿するということは。そして、私がちょっとうまかったら指導するだとか、下手だったら言われるだとかという、そういう活性化にもなるという部分で、私はだから向こうから来る高校、大学の部分の合宿だけでなく、名寄の高校生、中学生、小学生が本当に夏休みになったら3日か4日、豊西小学校の廃校のところがもしそういう合宿施設になるのだったら、1,000円で泊まって食事はお母さんがつくりに来てだとかという方法も可能なのかなという部分があったのです。よく合宿をする部分でいえば、高校生や何かが合宿をすると、ふだん大学生もそうですけれども、自分の家の洗濯だとか何かで追われてしまって、そういう環境にできないのです。合宿やるぞという思いになってできないものですから、その中で精いっぱいやらせられるという部分と、あとやっぱり食事をみんなで作って、親への感謝も生まれるみたいなのです。お父さん、お母さんこんな大変な思いして自分たちの食べ物をつくってくれているのだなという部分もあるものですから、安い部分の廃校を使った合宿はどうなのかなという部分で言わせていただきました。これは要望であります。

また、先ほどの答弁で宿泊可能な公共施設、廃校もそういう施設に有効利用できるような検討をしていくというふうに小川部長が先ほど違う方の答弁で言っていたので、ぜひ現実になるような形で頑張ってくださいなというふうに思います。よろしくお願いします。

もう一点が陸上競技場の部分、大変予算がかかるので、今使っている方々は照明要らないよというふうに言っているみたいなのですけれども、私

自身はこれから合宿を呼ぶのであればやっぱりそれぐらいの最低限の施設は改修をしていかない限り、合宿2,500名から5,000名にしますといってもなかなかハードルが高いのかなと。士別は今回まち・ひと・しごと創生で完全に合宿を優先しますよという形で、施設整備も相当やるような話もありますし、やはりできれば合宿を、私はもうスポーツでは本当にサッカーやっていますから、旭川から親が子供を連れてやはり来たときに、10チーム集まれば11人の選手がいて11人の親が来るのです、時には両親2人来るときもありますし。だから、倍になるという、ネズミ講みたいな感じになるのです。だから、スポーツのそういう交流というのは本当に重要だなというように思いますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。本当に照明は私は必要だと思います。今来ている人、アメフトや何かは日中やって、夜フォレストや何かでやる。そして、ミーティングするのだと言っていますけれども、別の団体もいるのです。ぜひ御検討していただきたいなというふうに思います。本当2,500名から5,000名にやるために、施設の改修というのは必要なというふうに私は思いますので、ぜひお願いします。時間がないので、次に、お願いしておきます。

次に、コミュニティバスについてお尋ねをいたします。総務部長が今回は冬期の道路状況だとか、関係機関の協議、そして運行経路の変更等は来春になるということなのですけれども、私も一回今回のを言われて、見ました。そして、冬もお見舞いだとか、自分は余り頭いいほうでないですから病気にならないものですから、市立病院にはお見舞いぐらいしか行かないのですけれども、あそこのすかいらーくから冬歩いてみてください。通路はこんなのです。人と交差できません、歩道でも。そこをずっとあそこから薬屋さん2つを越えて、そして横断歩道を渡り、病院の入り口なのです。私たちみたい健康な人間はいいと思います。でも、病人だとか何かの方、障害者の方、あそこ

から歩いてくるということはすごく大変なことだと私は思うのです。だから、私今回の選挙のときにこのことがお話があって、総務部長のところにご相談に行ってお話をさせていただきました。私は夏場はいいと思うのです。それで、冬やっぱり私は本当に大変だと思うのです。そして、運行経路がだめだと言いますが、あそこのローソンからすかいら一くのほうに入ってくるルートもありますし、ピヤシリのホテルから帰ってくるバスや何かは9丁目回りなのです。そして、市立病院でおろすのです。だから、私は運行は可能だと思うのです、この運行経路は。あとは決断なのかなと。市民のために安全な運行をさせる部分を考える部分で、経路的には全然だからこっち……

（何事か呼ぶ者あり）

○15番（高橋伸典議員） そうですよ。東回りも西回りもスキー場から来るものは、あそこの南9丁目まで行って市立病院でおろすのです。あの一部と西回りだけなのです、すかいら一くのところに行ってしまうのは。すかいら一くかな。マンションのところ……

（何事か呼ぶ者あり）

○15番（高橋伸典議員） マンションの前まで行ってしまいます。

○議長（黒井 徹議員） 発言まとめてください。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。済みません。大変かもしれないです。ぜひ来春でなく、私は雪降る前に可能にするべきだというふう思うのですけれども、総務部長、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 今貴重な提言をいただいたというふうに受けとめています。私どもも先ほど申し上げたように、直接市民の皆さんからも意見をいただいているところでありますので、実現ができるのかどうかについて検討させていただいているという段階であります。今回のコミバスについては、1つは高齢化社会に対応したという部分も意識していますし、もう一つ具体的な路

線でいくと公共施設をいかに結ぶかというのも一つの着眼点としてやっている部分でありますので、まずは条件が整うか整わないかを検証させていただいている段階でありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、この冬に間に合うようにということだったので、これは私どもではなかなか及ばないところがありまして、路線、経路の変更で新しい路線が絡む場合については陸運局のほうの許可制度がありまして、その手続をとらなければいけないというのがありまして、仮に条件が整って運行するとしてもその手続をとるとちょっとこの冬には間に合わないということでもありますので、先ほど申し上げたように条件が整ったとしても一冬については何とか御理解をいただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。本当にそのバスが無理であればそこのマンションから市立病院の入り口までですか、本当に1人しか歩けないような歩道の除雪でなくて、障害者、高齢者が歩きやすいように毎日砂をまくとかいう体制をしっかりとっていただきたいと。できれば本当にバスをそういうふうに戻していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

時間がありませんので、次に移らせていただきます。次、老人漂流社会ということで、田邊部長さんは大体息子さんか帰られてもそんな急には生活保護は切りませんよというお話でしたので、安心します。これNHKで放送された「老人漂流社会」というテレビの中で本当に子供がリストラだとか親が病気になって泣く泣く帰ってこなければいけなくなって、帰ったときには生活保護をとめられた方もいるみたいなのです。そういった部分で大変さが出て、次の日の朝すぐにそのような高齢者の方からお電話いただきまして、名寄はどう

なのだと、大丈夫なのかということで今回質問させていただいたのですけれども、先ほど24年で25名、25年で31名、26年で31名廃止になった方いますよね。これはどういう方々なのですか。よく親子で住んでいたり、障害者がいて、子供が成人になっていなくなったとかという理由があると思うのですけれども、この方々はどういう方々でしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） お答えします。

ちょっと今手元に資料がないのですが、自立される部分につきましては母子家庭の方が就労により自立される場合ですとか、あと独居の高齢者の方がお亡くなりになられる場合も含まれますし、あと子供に親御さんが引き取られて自立されていくというような場合もございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 次に、国保の未納が3,026万円と先ほど。私の聞き間違いかな。と言われたのですけれども、これ60歳以上が未納者約184名、35%かな。全部未納で529名中、60歳以上が184名で35%と言われたと思うのですけれども、国保がこれだけ、3,000万円ぐらい未納になっていると聞いたのかな。この方々のひとり暮らしだとか何かというのはわかるのですか。わからなかったらわからないでもいいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 申しわけございません。手元に資料がなくて、内訳はこの場ではわかりません。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 後で下さい。

次に、生活保護法第4条に補足性の原則ということで、生活保護というのは資産だとか預金、生命保険、不動産、能力は稼働能力やその他の法律による援助だとか扶助などのその他あらゆる生活を活用してもなお最低生活の維持が不可能な方に

対して渡される生活保護だと思うのですけれども、ある方が大企業に勤めて退職金を受け取って会社を退職。貯金と合わせて3,200万円あったそうなのです。6年前に妻を亡くしました。自宅でひとり暮らし。寂しい生活を送っていると。家事は妻に任せきりにしていたから、妻が亡くなってから自分で炊事することはありません。食事は日に1食、夜にスーパーで半額の弁当を買うか、チェーン店で牛丼を食べるかという日課だと。近所のつき合いもないし、出もしないと。毎日することは、家で閉じこもってテレビを眺めるだけ。1日が過ぎてしまう。こんな惨めな生活をしている中で、誰にも言えない。親戚にも言えないというのです。そして、無用な心配をかけたくないと連絡もとらなくなった。大学を出て大手の食品メーカーで38年過ごし、60歳で退職して、一人息子と同居している。そして、定年後10年たって70歳にはこの3,200万円はゼロになっていた。そして、今70過ぎて食べるのも困難な生活を年金生活で送っているというのです。将来的なプランだとか正確な人生設計をされていなかったからだとか、いろんな部分あると思うのですけれども、こういう方というのはやっぱり困窮者に入って、私は家があろうと、車があろうと、生活保護受けられる体制には入ってくると思うのです。よく世間の人というのは、これがあると生活保護受けられないと言う人がたくさんいます。年金を受けているから生活保護は受けられないのか、持ち家があると生活保護は受けられないのか、車があると生活保護は受けられないのか、近くに家族や親戚がいると生活保護受けられないのか、仕事をして収入があるから生活保護受けられないのか、これ部長、どうですか。これがあつたら受けられないのですか、本当に。世間の人らはそう言う方々が多いみたいなのです。こういうことがあつたら生活保護受けられないのだよと言う人がたくさんいるのですけれども、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） お答えします。

まず、退職金を使い果たして現状生活破綻されている方ということでもありますけれども、退職金を使い果たした経緯はどうか、現に収入がなく、そしてかつ活用できる資産もなく、また世帯の収入が最低生活以下の暮らしを送られている方につきましては生活保護を利用することができます。それから、年金収入の部分でありますけれども、年金収入が少なく、かつ活用できる資産もなく、世帯収入が最低生活費を下回ってれば最低生活費から収入を差し引いた不足分を補う程度に保護を利用することができます。あと、持ち家の部分ですが、最低生活の内容として、その所有または利用を容認するに適しない資産、つまり新築の住宅や空き地の所有などは原則としては処分の上、最低生活限度の生活維持のために活用するということになりますけれども、所有する土地、建物の処分価値が利用価値に比べて著しく大きくなれば保有を認め、生活保護を利用することができます。これは現に暮らしてられる家とかを売り払って違うところに住みなさいということではないということです。いいですか、まだあったのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） あと60秒しかないので、いいです。

わかりました。生活困窮者は、きっとそう思っている人がたくさんいるのです。ぜひ社協の生活困窮者来たときは、丁寧に説明をして、家があるうと、車があるうと、仕事をしていようが、年金あるうと、生活水準に達していなければ生活保護は受けられるのだというふうにお伝えいただきたいというふうに思います。

最後に、小牧市のチャレンジ助成金についてちょっとお伺いいたします。先ほど言った青少年のは、イベントだとか何かだと思っております、名寄市まちづくりのは。そうではなくて、私言っているのは、私の子供が今回留学したものですから、大

変親がお金がかかるということで、これも小牧市では海外にボランティアで行くだとか、言葉の勉強だとか、インターンシップだとか、いろんな部分の、そういう部分の助成金なのです。イベントや何かではなくて、本当にその人のやっぱり知識が高揚する、または人の生命を助けに行けるようなことに対しての助成金でありますので、ぜひつくっていただきたいなという思いで今回質問に入れさせていただきました。時間ですので、終わります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時01分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 佐久間 誠

署名議員 東 千 春